

岩倉市自治基本条例及び市民参加条例に関する
検証結果報告書

令和6年9月

岩倉市自治基本条例審議会

目 次

1	はじめに	1
2	岩倉市自治基本条例推進状況	2～10
	（1）岩倉市自治基本条例推進状況の検証の方法	3
	（2）岩倉市自治基本条例推進状況の概要	3
	（3）岩倉市自治基本条例推進状況	3～10
3	岩倉市市民参加条例推進状況	11～67
	（1）岩倉市市民参加条例推進状況の検証の方法	12
	（2）岩倉市市民参加条例推進状況の概要	12
	（3）岩倉市市民参加条例推進状況	13～67
4	岩倉市自治基本条例審議会に関する資料	68～70
	（1）岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例	68
	（2）岩倉市自治基本条例審議会委員名簿	70
	（3）岩倉市自治基本条例審議会開催概要（日程・内容）	70

1 はじめに

岩倉市では、自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の役割や責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的に、平成 25 年 4 月 1 日に岩倉市自治基本条例を施行しました。

この条例は、岩倉市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、自治を推進するに当たっては、この条例を遵守するものとされています。そして、その実効性を確保するために、第 25 条において市長の附属機関として、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置き、この条例を検証することとしています。また、第 10 条の規定に基づき制定した岩倉市市民参加条例においてもその第 25 条において、その推進について、審議会で検証することとしています。

今年度は、全 3 回の会議を開催し、自治基本条例については、現状と課題を明らかにした上で、検証すべき条文の趣旨に基づく推進状況の確認と岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行いました。また、市民参加条例については、各条文の規定の内容に基づき、それぞれの規定に関わる事業の実施状況や公表状況、支援の実績などについての検証に加え、協働による政策形成等の取組、また、協働によるまちづくりを担う人材に関しての取組を中心に、より詳細に検証しました。

これらの条例について職員及び市民に理解を深め、未だ策定されていない条例が一刻も早く成就いたしますことを祈っております。

審議会の議論やこの報告が、その一助となり、この条例により市民、議会及び執行機関の協働がより推進され、岩倉市のまちづくりの発展につながることを願います。

岩倉市自治基本条例

（実効性の確保）

第 25 条 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを検証し、その結果を公表するとともに、協働によりその改善に努めるものとします。

2 市長は、この条例が社会情勢又は岩倉市の状況に適しているかどうかを、5 年を超えない期間ごとに協働により検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

3 市長は、市長の附属機関として、この条例を検証し、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について審議するため、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

岩倉市市民参加条例

（審議会による検証）

第 25 条 この条例に基づく市民参加及び協働の推進についての検証は、自治基本条例第 25 条第 3 項に基づき設置される審議会により行うものとします。

岩倉市自治基本条例推進状況

(令和5年4月～令和6年3月)

2 岩倉市自治基本条例推進状況

(1) 岩倉市自治基本条例推進状況の検証の方法

自治基本条例の検証については、関係する各部署から提出された条例の推進のための資料を用いて、各条文の主旨に基づく推進状況とその見通しを確認し、岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行いました。今後においても、この推進状況を照らし合わせながら議論し、審議会として評価していきます。

(2) 岩倉市自治基本条例推進状況の概要

岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

【条例の各規定に基づく事項の推進状況】

整理番号及び該当条文	審議する内容	主管課
(1) 一第 10 条	市民参加による提案・意見の市政及びまちづくりへの反映	秘書人事課 企画財政課 協働安全課
(1) 一第 12 条	住民投票に関する条例	協働安全課
(1) 一第 14 条	執行機関の組織・実効性のある職員研修・適正な人事評価	秘書人事課
(1) 一第 19 条	法体系の整備・条例の制定・改廃の際の趣旨の公表	行政課
(1) 一第 20 条	法令等の遵守及び公益的通報	行政課

(3) 岩倉市自治基本条例推進状況

4 ページ以降に掲載します。

岩倉市自治基本条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - 第 10 条 (主管課：秘書人事課・企画財政課・協働安全課)

【条例の規定】 第 10 条
(市民参加と協働) 第 10 条 議会及び執行機関は、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するため、政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境の整備に努めるものとします。 2 議会及び執行機関は、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めるものとします。 3 市民、議会及び執行機関は、市政及びまちづくりに当たり、互いの役割と責務の下に、対等な立場で連携し、協力するとともに、協働のための環境づくりに努めるものとします。 4 前各項に定めるもののほか、市民参加と協働に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。
【令和 5 年度の主な取組】
●広聴活動 ・市民の声・私の提案、タウンミーティング、市政モニター会議、まちづくり出前講座を実施した。いただいたご意見については関連部署と情報を共有し、各施策における今後の方向性や予算計上について検討する中で参考とした。また、すぐに反映できるものについては実施・改善に努めた(別途資料作成)。 ●自治基本条例に関する職員講演会の実施 ・職員講演会(講師 岩崎恭典氏(四日市大学学長))「岩倉市自治基本条例とマルチパートナーシップによるまちづくり」採用 5 年目～主査以下対象 29 人 ●市民参加の手の続の予定、実施状況の公表(ホームページ及び広報) ●市民討議会 なし ●政策提案制度 なし ●市民委員登録制度 261 人(新規登録者 26 人) ●協働研修 ・職員研修(講師 小林慶太郎氏(四日市大学副学長))「マルチパートナーシップの重要性とその実践」主任以上対象 13 人 ・新規採用職員研修「自治基本条例、市民参加と協働」7 人 ・地域リーダー協働講演会(講師 岩崎恭典氏(四日市大学学長)) 38 人 ・市民向け協働セミナー(講師 加藤武志氏(まち楽房)) 延べ 35 人
【令和 5 年度審議会での意見まとめ】
・コロナ禍の影響で地域の活動が停滞していたり、地域の課題解決にとって良くない対応となっているのであれば、より良い方法を提案することが必要である。 ・市長と企業との意見交換会については良い取組である。どう継続してどう発展させていくかが課題である。
【今後の課題】
・市民討議会や市民説明会など直接市民の声を聴く手続きに多くの課が取り組めるようにする。 ・市民参加がどのように市政に反映されたかを分かりやすく示していく必要がある。

・ 条例や協働の必要性について、市民及び職員に周知啓発を図っていく必要がある。 ・ マルチパートナーシップによるまちづくりの推進に係る機運醸成やマルチパートナーシップ型事業を推進するための仕組みづくりが必要である。
【今後の取組の方向性】
・ 引き続き、市民参加手続を適正に実施していく。 ・ より多くの市民が参加するため、条例や制度の周知を図る。 ・ マルチパートナーシップによるまちづくりを推進するための職員の意識啓発を図る事業を検討していく。
【令和6年度審議会が出た意見・論点】
・ 市民委員登録が増えているが、同じ人がいくつもの団体に所属しているケースがある。委員登録が多いのであれば、初めての人が参加できる方が良い。 ・ 市民委員登録については外国にルーツを持つ人の市民参加の仕組みでもある。
【令和6年度審議会の意見まとめ】
・ 市民委員登録は増えたが、どのように関わりたいか、関わることを確認し、特定の人に偏らないような方法で選出する必要がある。 ・ マルチパートナーシップ型事業について、企業、住民、行政が連携したまちづくりが成果として表れてくると良い。

◇広聴の取組

	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
行政区との意見交換会	—	—	—	25 行政区
市民の声・私の提案	366 件	442 件	565 件	419 件
タウンミーティング	4 回 (参加者 72 人)	—	2 回 (参加者 37 人)	—
市政モニター会議	4 回 (委員 13 人)	4 回 (委員 13 人)	3 回 (委員 13 人)	1 回 (委員 13 人)
まちづくり出前講座	8 回 (参加者 246 人)	9 回 (参加者 110 人)	3 回 (参加者 37 人)	1 回 (参加者 7 人)

市民の声・私の提案や市政モニター会議等で皆さんからいただいた提案や意見は、対応できるものについては速やかに対応し、すぐに対応することが難しい場合は担当課において代替策等について検討しています。

また、市民の声・私の提案についてはホームページや情報サロンにおいて、いただいたご意見とそれに対する市の回答を掲載しています。ご提案いただいた意見から改善等につなげたものの例は以下のとおりです。

- ・市民窓口課の窓口に設置してある手数料一覧について、文書にはどこから抜粋したのかなど記載が本来あるが、この一覧にはない。 → 手数料一覧について、いただいた意見を参考に、一覧の中に根拠となる条例を掲載するよう改善した。
- ・中央公園の東側の歩道はアスファルトが痛んでおりで躓きやすい部分がある。 → 現地を確認し、歩道の段差部分を解消するための補修をした。

岩倉市自治基本条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - 第 12 条 (主管課 : 協働安全課)

【条例の規定】 第 12 条
(住民投票) 第 12 条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができます。 2 住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めるものとします。 3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
【令和 5 年度の主な取組】
・ 住民投票条例案の策定（平成 27 年度）後の経緯について、令和 6 年 2 月に議員向け（新人議員 3 名含む）に勉強会を行った。
【令和 5 年度審議会での意見まとめ】
・ 議会として住民投票条例についてももう少し勉強してほしい。
【今後の課題】
・ 市民参加条例検討委員会に諮問し、条例案を策定したものであるため、議会に議案を提出する意向ではあるが、制定に向けては、議会と調整を図っていく必要がある。 ・ 検討委員会の答申から 8 年が経過しているが、社会情勢の変化もあり、当初通常設型を目指すのかどうか見極めが必要である。 ・ 外国人の参加や市長発議について意見調整が必要である。
【今後の取組の方向性】
・ 住民投票条例案について方向性を見極める。
【令和 6 年度審議会が出た意見・論点】
・ 自治基本条例を議会として議決しているが、住民投票条例については制定されないまま 10 年以上が経過してしまっている。議会としてどう考えているか知りたい。 ・ 住民投票については、声を挙げづらい人たちが声を上げる仕組みであるため、必要だと考える。
【令和 6 年度審議会の意見まとめ】
・ 議会の意向が分からないため、まずは明確な意向を示してもらうことで、住民投票条例制定への道すじが見えるのではないかと考える。

岩倉市自治基本条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - 第 14 条 (主管課 : 秘書人事課)

【条例の規定】 第 14 条
(執行機関の組織) 第 14 条 執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるものとします。 2 執行機関の組織は、分かりやすく、機能的かつ効率的でなければなりません。 3 執行機関は、行政サービスが低下しないよう留意するとともに、最少の人員で最大の効果が得られるよう、計画的かつ適正な定員管理に努めなければなりません。 4 執行機関は、実効性のある職員研修及び適正な人事評価により、職員の能力と意欲を高め、より質の高い職員の育成に努めなければなりません。
【令和 5 年度の主な取組】
< 第 1 項 > ● 岩倉市組織・機構検討委員会検討結果報告書の取りまとめ及び令和 6 年 4 月の再編 ● 市政の重要課題に対するプロジェクトチームの設置 < 第 3 項 > ● 採用計画 (定員管理に関する基本方針) の策定 (毎年度) ● 組織見直しについての条例等の整備 (9 月・12 月議会) ● 定員管理計画 (令和 6 年度～令和 10 年度) の策定 < 第 4 項 > ● 人事評価制度の実施 (業績評価、能力評価、評価者・被評価者研修) ● 研修 (市職員研修計画に基づく研修の実施、研修実績等の検証) ● 人材育成推進委員会の開催
【令和 5 年度審議会での意見まとめ】
・ 職員人材育成基本方針の内容については、民間企業からも高い評価を得ている。
【今後の課題】
・ 令和 6 年 4 月に見直しを実施した組織・機構の分析と検証を行う必要がある。 ・ 岩倉市職員人材育成基本方針に基づく人材育成の推進を図る必要がある。 ・ 多様な働き方が可能となる制度を検討する必要がある。 ・ 研修計画と人事評価制度が有機的に連動する仕組みが必要である。
【今後の取組の方向性】
・ 組織について、分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を目指す。 ・ 職員の働き方に関するニーズを把握し、職員が働きやすい環境を整える。
【令和 6 年度審議会での意見・論点】
・ 岩倉市における組織体制については分かりにくい部分もある。 ・ 最少の人員で最大の効果を求めすぎるのも良くないのではないかと思います。
【令和 6 年度審議会の意見まとめ】
・ プロジェクトチームや各重要課題に対する体制が見える化できると良い。 ・ プロジェクトチームでの貢献度などが人事評価に結び付くと良いと考える。

岩倉市自治基本条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - 第 19 条 (主管課：行政課)

【条例の規定】 第 19 条
(法体系の構築等) 第 19 条 議会及び執行機関は、この条例を最高規範とした、その他の条例、規則及び規程（以下「条例等」といいます。）による法体系を構築しなければなりません。 2 市長は、次に定める条例について、制定又は改廃しようとするときは、その趣旨を公表するよう努めなければなりません。 (1) 基本的な制度を定める条例 (2) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例 (3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例
【令和 5 年度の主な取組】
<第 1 項> ・市ホームページに専用ページを設け、要綱、要領等のうち市民に関わりが強いものについて公表しており、新たな制定や改廃があった際には、随時更新している。 <第 2 項> ・パブリックコメントの実施が必要な条例の制定や改廃はなかった。
【令和 5 年度審議会での意見まとめ】
・市民向けに情報を公開していること自体に意味がある。
【今後の課題】
・条例、規則、規程、要綱等を市民参加のツールとするために、体系的に整理する必要がある。 ・第 19 条第 2 項に基づき条例の制定や改廃時にパブリックコメントを実施する際は、より分かりやすい表現等で行う必要がある。
【今後の取組の方向性】
・法体系の構築について先進自治体の状況の把握や、課内での検討を重ね、よりよい内容とする。 ・所管課・グループ単位で市ホームページに公表している要綱、要領等の体系化について検討する。 ・引き続き、条例の制定又は改廃しようとする際は、第 19 条第 2 項の規定の該当の有無を確認するとともにより分かりやすい表現等を用いて公表するよう努める。
【令和 6 年度審議会での意見・論点】
特段の意見なし
【令和 6 年度審議会の意見まとめ】
特段の意見なし

岩倉市自治基本条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - 第 20 条 (主管課：行政課)

【条例の規定】 第 20 条
(法令等の遵守及び公益的通報) 第 20 条 執行機関は、市政の適正な運営のため、法令及び条例等を遵守しなければなりません。 2 執行機関は、市の事務事業に関する法令違反等についての <u>内部の職員からの通報</u> (以下「 <u>公益的通報</u> 」といいます。)を適切に処理する仕組みを整備するよう努めなければなりません。 3 執行機関は、公益的通報を行った職員に対し、それを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。 4 <u>公益的通報</u> に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。
【令和 5 年度の主な取組】
・市ホームページで公益的通報制度を周知した。 ・公益的通報処理委員（弁護士）と委託契約を締結した。 ●運用実績 ・令和 5 年度 なし
【令和 5 年度審議会での意見まとめ】
・公益的通報制度の利用がないことは良いことである。
【今後の課題】
・なし
【今後の取組の方向性】
・引き続き、当該条例の対象者（職員、委託事業者、指定管理者の従業員）に対し、庁内 LAN や市ホームページにより制度を周知する。
【令和 6 年度審議会での意見・論点】
特段の意見なし
【令和 6 年度審議会の意見まとめ】
特段の意見なし

岩倉市市民参加条例推進状況

(令和5年4月～令和6年3月)

3 岩倉市市民参加条例推進状況

(1) 岩倉市市民参加条例の検証の方法

市民参加条例における市民参加及び協働の推進についての検証は、同条例第 25 条の規定に基づき自治基本条例審議会により行うものとしています。

市民参加条例の主管課である協働安全課が必要に応じて関係部署より情報収集を行い作成した資料をもとに、審議会において実施状況の検証を行いました。また、検証を行うにあたり、「協働事業個別シート」及び「地域団体との協働シート」を用いました。それらのまとめを「岩倉市市民参加条例推進状況」としています。

今後においても、市民参加及び協働の推進に関する実施状況について適宜検証し、市民参加条例を推進していくものです。

(2) 岩倉市市民参加条例推進状況の概要

岩倉市市民参加条例の検証に関すること。

(主管課:協働安全課)

分類	該当条文	審議する内容	資料	備考
I 市民参加手続 に関する検証	第 7 条	市民参加の手続の方法	資料 1	
	第 8 条	市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表		
	第 9 条	審議会等の委員		
	第 10 条	審議会等の会議の公開等		
	第 11 条	アンケートの実施		
	第 12 条	意見交換会の開催		
	第 13 条	市民公聴会の開催		
	第 15 条	市民討議会の開催		
	第 16 条	パブリックコメント手続の実施		
	第 18 条	政策提案制度		
	第 19 条	市民委員登録制度		
II 協働の 推進に 関する 検証	(1) 協働 による 事業	第 21 条 協働による政策形成等	資料 2	・「協働事業個別シート」を用いて検証した。
	(2) 市民 自治活 動への 支援	第 22 条 公益的活動の支援		・各条文について検証シートを作成して検証した。 ・「地域団体との協働シート」を用いて検証した。
		第 23 条 中間支援組織の設置		
		第 24 条 協働によるまちづくりを担う人材		

(3) 岩倉市市民参加条例推進状況

I 市民参加手続に関する検証

1 条例の規定と現状について

令和5年度中に、市民参加条例第6条の規定に基づいて市民参加の手続を実施した事案は「条例、計画等の策定又は変更」及び「既存計画等の評価」において、合わせて16件でした。以下に、各条文の規定についての実施状況を報告します。（「令和5年度 市民参加手続の実施状況」資料1参考（19ページ以降に掲載））

第7条	市民参加の手続の方法
第8条	市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表
第9条	審議会等の委員
第10条	審議会等の会議の公開等
第11条	アンケートの実施
第12条	意見交換会の開催
第13条	市民公聴会の開催
第15条	市民討議会の開催
第16条	パブリックコメント手続の実施

①令和5年度の市民参加手続の実施状況

(1-1) 政策の形成における実施状況（条例、計画等の策定又は変更）

計画名	審議会等	アンケート	意見交換会	パブリックコメント(意見数)
岩倉市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画	1回	—	—	1回(3件)
第2期岩倉市自殺対策計画	3回	1回	—	1回(2件)
第6期岩倉市障がい者計画、第7期岩倉市障がい福祉計画(第3期障がい児福祉計画)	3回	R4実施済	—	1回(3件)
第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	6回	R4実施済	—	1回(3件)
岩倉市農業振興地域整備計画	—	R4実施済	—	1回(0件)
第3期岩倉市子ども・子育て支援事業計画及び岩倉市子ども行動計画	3回	1回	—	R6実施予定
第5次岩倉市一般廃棄物処理計画—ごみ処理計画—<基本計画>	1回	—	—	—
第5次岩倉市一般廃棄物処理計画—ごみ処理計画—<推進計画>	2回	—	—	—

(過年度)

		審議会等	アンケート	意見交換会	市民公聴会	市民討議会	パブリックコメント	その他
R5年度	事案数	7	2	0	0	0	5	0
全8事案	実施回数(実績)	19	2 (返送3,699)	0	0	0	5 (意見数11)	0
R4年度	事案数	7	4	1	0	0	5	0
全9事案	実施回数(実績)	26	4 (返送3,565)	1 (参加者16)	0	0	5 (意見数57)	0
R3年度	事案数	6	2	2	0	0	6	0
全8事案	実施回数(実績)	16(書面1回含む)	3 (返送1,540)	3 (参加者48)	0	0	6 (意見数18)	0
R2年度	事案数	7	6	0	0	0	11	0
全12事案	実施回数(実績)	32(書面2回含む)	5 (返送4,042)	0	0	0	11 (意見数49)	0

R1 年度 全 7 事案	事案数	7	2	1	0	0	4	1 インタビュー
	実施回数 (実績)	29	2 (返送 2, 365)	5 (参加者 221)	0	0	4 (意見数 48)	5 (参加者 112)
H30 年度 全 7 事案	事案数	6	3	1	0	1	5	0
	実施回数 (実績)	18	3 (返送 2, 553)	1 (参加者 26)	0	2 (延べ 103)	5 (意見数 56)	0
H29 年度 全 12 事案	事案数	11	1	1	0	1	9	1 ヒアリング
	実施回数 (実績)	39	1 (返送 18)	4 (参加者 244)	0	2 (参加者 37)	9 (意見数 36)	1 (参加者 7)
H28 年度 全 8 事案	事案数	7	4	1	0	0	4	0
	実施回数 (実績)	17	4 (返送 4, 277)	3 (参加者 200)	0	0	4 (意見数 18)	0

(1-2) 評価の実施状況（既存計画等の評価）

計画等名	審議会等
岩倉市自治基本条例・岩倉市市民参加条例	3 回
第 5 次岩倉市総合計画	3 回
岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030	2 回
岩倉市行政改革行動計画	2 回
第 3 期岩倉市地域福祉計画	1 回
岩倉市自殺対策計画	3 回
第 5 期岩倉市障がい者計画	3 回
第 8 期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	6 回
岩倉市健康増進計画・健康いわくら 21（第 2 次）	2 回
第 5 次岩倉市一般廃棄物処理計画	1 回
第 2 期岩倉市国民健康保険データヘルス計画	1 回
第 3 期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画	1 回
第 2 期岩倉市子ども・子育て支援事業計画	1 回

(過年度)

		審議会等	アンケート	パブリックコメント
R5 年度 全 13 事案	事案数	13	0	0
	実施回数	29	0	0
R4 年度 全 11 事案	事案数	11	0	0
	実施回数	25	0	0
R3 年度 全 10 事案	事案数	10	0	1
	実施回数（実績）	18（書面 2 回含む）	0	1（意見数 0）
R2 年度 全 11 事案	事案数	11	0	1
	実施回数（実績）	18（書面 4 回含む）	0	1（意見数 0）
R1 年度 全 11 事案	事案数	11	0	1
	実施回数（実績）	18	0	1（意見数 0）
H30 年度 全 12 事案	事案数	12	0	1
	実施回数	18	0	0
H29 年度 全 10 事案	事案数	10	0	0
	実施回数	17	0	0
H28 年度 全 9 事業	事案数	9	1	0
	実施回数（実績）	16	1（返送 467）	0

- ・複数の手続を実施したのは、「(1-1) 政策の形成における実施状況（条例、計画等の策定又は変更）」で 8 事案中 6 事案でした。
- ・12 の審議会等のうち 8 の審議会等で、市民委員として公募により 6 人、市民委員登録から 10 人の方が選任され、審議会等に参加しました。
- ・選任された委員の氏名等は、審議会等の資料や議事録等において可能な範囲で公表しています。
- ・公開して開催した審議会等の傍聴はありませんでした。
- ・アンケートは 2 件の事案について実施しました。

- ・意見交換会、市民公聴会、市民討議会は開催していません。
- ・パブリックコメントは5件の事案について実施し、うち4件の事案に対し11件の意見が提出されました。

②令和6年度の市民参加手続の実施予定

(2-1) 政策の形成における実施予定（条例、計画等の策定又は変更）

計画等名	審議会等	アンケート	意見交換会	パブリックコメント
岩倉市健康増進計画（健康いわくら21）（第3次）	○	R5実施済	—	○
第3期岩倉市子ども・子育て支援事業計画及び岩倉市子ども行動計画	○	R5実施済	—	○
岩倉市自転車活用推進計画	○	—	—	○

- ・ひとつの事案に対し複数の市民参加の手続を実施する必要がありますが、計画等の検討期間が複数年度に渡る場合は、手続の実施が別の年度になることがあります。

(2-2) 評価の実施予定（既存計画等の評価）

計画名	審議会等
岩倉市自治基本条例・岩倉市市民参加条例	○
第5次岩倉市総合計画	○
岩倉市行政改革行動計画	○
岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030	○
第2次岩倉市環境基本計画	○
第5次岩倉市一般廃棄物処理計画	○
第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	○
第5期岩倉市障がい者計画、第6期岩倉市障がい福祉計画（第2期障がい児福祉計画）	○
第3期岩倉市地域福祉計画	○
岩倉市自殺対策計画	○
第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画	○

- ・令和5年度の市民参加手続の実施状況と令和6年度の市民参加手続の実施予定については、令和6年4月に市ホームページにて公表しています（随時更新）。

第18条	政策提案制度
------	--------

- ・政策提案はありませんでした。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
提案件数	0件	0件	0件	1件	1件	0件	1件	1件
検討結果	—	—	—	採択	不採択	—	趣旨採択	一部採択

第19条	市民委員登録制度
------	----------

- ・新規登録者は26人（令和6年3月末時点の有効登録者261人）で7つの審議会等で10人が登用されました。

新規登録者（登録者総数）	26人（261人）
令和5年度中に開催された審議会等に登用されている市民登録委員の数とその委員会	10人 岩倉市自治基本条例審議会（1人） 岩倉市障害者計画推進委員会（1人） 岩倉市行政評価委員会（2人） 岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会（2人） 岩倉市自殺対策計画推進委員会（1人） 岩倉市健康づくり推進委員会（1人） 岩倉市国民健康保険運営協議会（2人）

2 令和6年度審議会が出た意見・論点

- ・市民委員については、男女比や年代比等の現状把握をすること。
- ・審議会等で市民委員を選任する場合は、同じ人を選任しないような基準を検討すること。
- ・子どもや環境など、広く市民に関係するところは市民委員を入れてもらいたい。また、なぜ市民委員が入っていないかなど、把握もすること。
- ・市民委員の活用、市民委員がいない審議会において、規則で排除されている場合は、規則の改正を視野に入れること、せっかくある制度であるため、活用することを各課へ周知すること。
- ・近年、討議会や公聴会ができていないため、オンラインで開催してもよかった。
- ・市民委員の登録者にパブリックコメントの意見を求めることはできないのか。市民委員のモチベーションにも繋がると思う。

3 令和6年度審議会の意見のまとめ

- ・市民委員の現状把握（男女比、年代比等）をすること。
- ・審議会等で市民委員を選任する場合は、同じ人を選任しないような基準を検討すること。
- ・市民委員がいない審議会については、改選の際に市民委員を入れることを、規則の改正を含めて検討すること。
- ・討議会や公聴会のオンライン開催等、方法を検討すること。
- ・市民委員の登録者にパブリックコメントの意見を求めることを検討すること。

Ⅱ 協働の推進に関する検証

(1) 協働による事業

1 条例の規定と現状について

第5次総合計画の構成を基準に、各担当課が実施する協働事業を「協働の取組状況シート 令和5年度実施事業」[資料2](#)（26ページ以降に掲載）として取りまとめました。事業ごとに概要とその協働相手、協働の形態、事業の実績を記載しています。このシートに基づいて取組状況を検証することで、岩倉市市民参加条例第21条の規定を検証することとしています。また、「協働の取組状況シート 令和5年度実施事業」の事業を抜粋し、「協働事業個別シート」を作成し検証を行いました。

第21条	協働による政策形成等
------	------------

・協働の形態

事業委託	行政が責任をもって担うべき分野として考えられている領域において、市民や市民活動団体、地域団体などが有する専門性・柔軟性・機動性などの特性を活用して、より効果的な取組やより良い市民サービスの提供を進めるため、事業の実施を委ねるもの。	19事業
事業共催	市民や市民活動団体、地域団体、事業者、行政などが事業主体となって一つの事業を共同で実施する形態。実行委員会も含まれる。	21事業
補助・助成	市民活動団体や地域団体などが行う自発的・主体的な事業のうち、公益性の高い事業に対して、その団体の成長と自立や事業推進を促すために、行政が事業費の一部を補助・助成するもの。	14事業
後援	市民や市民活動団体、地域団体などが公益性の高い自主事業を行う際に、行政が名義使用の許可を行う（「後援」という形で名前を連ねる）ことによって後ろ盾となり、集客や資金集めなどを円滑に行えるよう信用を付与するもの。	14事業
事業協力	行政と市民活動団体等が、同じ目的のもと役割分担を定めて協力関係を結ぶ協働の形態。アダプトプログラム等が該当する。	20事業

※その他、詳細については、「協働の取組状況シート 令和5年度実施事業」[資料2](#)に記載しています。

2 令和6年度審議会で出た意見・論点

協働事業個別シートにおける事業の抽出理由について質問があり、資料2の事業の中から、全市的に活動を行なっている市民活動団体による協働事業を抽出したと回答。

3 「協働事業個別シート」による検証について

資料3のとおりです（43ページ以降に掲載）。

(2) 市民自治活動への支援

1 条例の規定について

各条文について検証シートを作成して検証を行いました。

また、「協働事業個別シート」と関連する団体について「地域団体との協働シート」を作成することで、地域団体との協働について併せて検証を行いました。

第 22 条	公益的活動の支援
第 23 条	中間支援組織の設置
第 24 条	協働によるまちづくりを担う人材

2 各条文の検証について

資料 4 のとおりです (55 ページ以降に掲載)。

3 「地域団体との協働シート」による検証について

資料 5 のとおりです (62 ページ以降に掲載)。

(1-1) 令和5年度の実施状況（条例、計画等の策定または変更）

条例・計画・制度の新規策定または変更を行ったものを公表しています。原則、複数の市民参加手続を実施することとなっています。

	担当課グループ (G)	対象事案	第6条第1項に 該当する要件 (下表※1)	概要（総括）	市民参加の手続の方法	審議会等の構成	会議の公開	実施時期	結果・議事録等の公 表日と公表方法（下 表※2参照）	市民参加の実績	市議会 全員協議会での 報告状況 (○で囲む)	備考
1	市民窓口課 保険医療G	岩倉市国民健康保険第3期 データヘルス計画及び第4 期特定健康診査等実施計画	(2)	岩倉市国民健康保険データヘルス計画及び 岩倉市国民健康保険特定健康診査等実 施計画は、6年間（2018年度～2023年度） を計画期間としており、次期計画を策定 する。	岩倉市国民健康保険運営協議会	全委員 13人 ・公募 0人 ・市民登録 2人	公開	①1月30日	議事録の公表 ①2月21日 方法 (1) (3)	①傍聴 0人	報告済・未	(2月)
					パブリックコメント手続	—	—	2月19日～3月19日 (30日間)	実施結果の公表 3月21日予定 方法 (1) (3)	1人 3件		
2	福祉課 障がい福祉G	第2期岩倉市自殺対策計画	(2)	岩倉市自殺対策計画は、5年間（2019～ 2023年度）を計画期間としており、次期 計画を策定する。	岩倉市自殺対策計画推進委員会	全委員 12人 ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	①8月29日 ②12月25日 ③2月6日	議事録の公表 ①12月25日 ②2月6日 ③3月19日 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人	報告済・未	(月)
					アンケート	—	—	9月1日～ 9月15日	結果の公表 12月25日 方法 (1) (3)	発送2,000人 返送587人		
					パブリックコメント手続	—	—	12月28日～1月29日 (33日間)	実施結果の公表 2月26日 方法 (1) (3)	1人 2件		
3	福祉課 障がい福祉G	第6期岩倉市障がい者計 画、第7期岩倉市障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）	(2)	第6期岩倉市障がい者計画、第7期岩倉市 障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計 画）の計画期間が令和5年度までとなっ ており、次期計画を策定する。	岩倉市障害者計画推進委員会	全委員 16人 ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	①8月29日 ②12月18日 ③2月19日	議事録の公表 ①3月15日 ②3月15日 ③3月31日 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人	報告済・未	(月)
					アンケート	—	—	—	—	—		
					パブリックコメント手続	—	—	12月28日～1月29日 (33日間)	実施結果の公表 2月26日 方法 (1) (3)	2人 3件		
4	長寿介護課 介護保険G 長寿福祉G	第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	(2)	令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間とする岩倉市の高齢者保健福祉、介護保険制度の運営等を一体的に定める第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会	全委員 13人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①6月30日 ②8月4日 ③10月30日 ④11月20日 ⑤12月22日 ⑥2月16日	議事録の公表 ①8月1日 ②9月26日 ③12月1日 ④2月2日 ⑤2月2日 ⑥3月19日 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人 ④傍聴0人 ⑤傍聴0人 ⑥傍聴0人	報告済・未	(月)
					アンケート	—	—	—	—	—		
					パブリックコメント手続	—	—	12月28日～ 1月29日 (33日間)	実施結果の公表 2月26日 方法 (1) (3)	1人 3件		
5	商工農政課 農政G	岩倉市農業振興地域整備計画	(2)	岩倉市農業振興地域整備計画は、おおむね5年に一度、計画の全体を見直すこととされており、前回策定した平成30年度から5年経過するため、令和4年度、令和5年度の2か年で計画の見直しを実施する。	その他（アンケート） 「法令に基づく基礎調査」	—	—	—	—	—	報告済・未	(12月)
					その他（パブリックコメント手続） 「法令に基づく計画案の縦覧等」	—	—	12月19日～1月18日 (31日間)	実施結果の公表 法令に基づく計画案の縦覧等のため公表せず	0人 0件		
6	子育て支援課 児童G	第3期岩倉市子ども・子育て支援事業計画及び岩倉市子ども行動計画	(2)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定めた計画を策定するもの。また、これまで別の計画であった岩倉市子ども行動計画を一体の計画として策定するもの。 計画は、5年間（2025年度～2029年度）を計画期間とし、令和5年度と令和6年度の2か年で策定する。	岩倉市子ども・子育て会議	全委員12人 ・公募0人 ・市民登録0人	公開	①8月23日 ②10月16日 ③2月21日	議事録の公表 ①10月11日 ②2月7日 ③5月14日 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人	報告済・未	(月)
					アンケート	—	—	11月20日～12月11日	結果の公表 5月23日 方法 (1) (3)	発送6,096人 返送3,112人		
					パブリックコメント手続	—	—	—	実施結果の公表 月 日 方法 () ()	人 件		
7	環境保全課 廃棄物G	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画—ごみ処理計画— ＜基本計画＞	(2)	当該計画は、平成31年度から令和10年度までの10年間の一般廃棄物処理に係る計画で中間にあたる令和5年度に見直しを行ったもの。	環境審議会	全委員 12人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①1月25日	議事録の公表 ①1月30日 方法 (1) (3)	①傍聴 0人	報告済・未	(3月)
8	環境保全課 廃棄物G	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画—ごみ処理計画— ＜推進計画＞	(2)	当該計画は、基本計画に基づき具体的な推進方策を示すもので令和6年度から令和10年度までの後期の5年間の一般廃棄物処理に係る計画を策定したものの。	岩倉市廃棄物減量等推進協議会	全委員 18人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①2月1日 ②3月19日	議事録の公表 ①3月1日 ②3月28日 方法 (1) (3)	①傍聴 0人 ②傍聴 0人	報告済・未	(3月)

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

※2 施行規則第2条では、公表は、次に掲げる方法のうちから2つ以上の方法により行うものとしています。

- (1) 当該公表事項を所管する課等の窓口、情報サロン又は公共施設での閲覧又は配布
- (2) 広報への掲載
- (3) ホームページへの掲載
- (4) その他市長が必要と認める方法

(1-2) 令和5年度の実施状況（既存計画等の評価）

市民参加条例第6条第1項に該当する要件（1）（2）に該当する条例、既存計画の単年度評価（進捗管理等）を行ったものを公表しています。

	担当課グループ (G)	対象事案	第6条第1項に 該当する要件 (下表※1)	概要（総括）	市民参加の手段の方法	審議会等の構成	会議の公開	実施時期	議事録等の公表日 と公表方法（下表 ※2参照）	市民参加の 実績	備考
1	秘書企画課 企画政策G 協働安全課 市民協働G	岩倉市自治基本条例 岩倉市市民参加条例	(1)	岩倉市自治基本条例及び市民参加条例の進捗状況を岩倉市自治基本条例審議会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市自治基本条例審議会	全委員 10人 ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	①6月22日 ②6月30日 ③7月14日	議事録の公表 ①10月10日 ②10月10日 ③10月10日 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人	
2	秘書企画課 企画政策G	第5次岩倉市総合計画	(2)	第5次岩倉市総合計画の進捗状況を岩倉市行政評価委員会にて検証するもの。	岩倉市行政評価委員会	全委員 10人 ・公募 1人 ・市民登録 2人	公開	①10月3日 ②10月24日 ③11月8日	議事録の公表 ①1月31日 ②1月31日 ③1月31日 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人	
3	協働安全課 市民協働G	岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030	(2)	岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況を岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会	全委員 15人 ・公募 1人 ・市民登録 2人	公開	①11月14日 ②11月21日	議事録の公表 ①11月20日 ②12月8日 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人	
4	行政課 行政G	岩倉市行政改革行動計画	(2)	岩倉市行政改革行動計画の進捗状況について岩倉市行政評価委員会において評価・意見を受ける。	岩倉市行政評価委員会	全委員 10人 ・公募 1人 ・市民登録 2人	公開	①7月18日 ②8月8日	議事録の公表 ①1月26日 ②1月26日 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人	
5	福祉課 障がい福祉G	第3期岩倉市地域福祉計画	(2)	岩倉市地域福祉計画の進捗状況を岩倉市地域福祉計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市地域福祉計画推進委員会	全委員 10人 ・公募 1人 ・市民登録 0人	公開	①9月22日	議事録の公表 ①11月2日 方法 (1) (3)	①傍聴0人	
6	福祉課 障がい福祉G	岩倉市自殺対策計画	(2)	岩倉市自殺対策計画の進捗状況を岩倉市自殺対策計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市自殺対策計画推進委員会	全委員 12人 ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	①8月29日 ②12月25日 ③2月6日	議事録の公表 ①12月25日 ②2月6日 ③3月19日 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人	
7	福祉課 障がい福祉G	第5期岩倉市障がい者計画	(2)	岩倉市障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進捗状況を岩倉市障害者計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市障害者計画推進委員会	全委員 16人 ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	①8月29日 ②12月18日 ③2月19日	議事録の公表 ①3月15日 ②3月15日 ③3月31日 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人	
8	長寿介護課 介護保険G 長寿福祉G	第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	(2)	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況を岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会にて評価するもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会	全委員 13人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①6月30日 ②8月4日 ③10月30日 ④11月20日 ⑤12月22日 ⑥2月16日	議事録の公表 ①8月1日 ②9月26日 ③12月1日 ④2月2日 ⑤2月2日 ⑥3月19日 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人 ④傍聴0人 ⑤傍聴0人 ⑥傍聴0人	

9	健康課 保健予防G 健康支援G	岩倉市健康増進計画 健康いわくら21（第2次）	（2）	岩倉市健康増進計画（健康いわくら21（第2次））の進捗状況を岩倉市健幸づくり推進委員会にて評価し、報告書を作成する。	岩倉市健幸づくり推進委員会	全委員 16人 ・公募 0人 ・市民登録 1人	公開	①8月24日 ②2月22日	議事録の公表 ①11月1日 ②4月25日 方法（1）（3）	①傍聴0人 ②傍聴0人	
10	環境保全課 廃棄物G	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画	（2）	一般廃棄物のうち、ごみに関する処理計画を評価し、次年度の実施計画を策定するもの。	岩倉市廃棄物減量等推進協議会	全委員 18人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①3月19日	議事録の公表 ①3月28日 方法（1）（3）	①傍聴0人	
11	市民窓口課 保険医療G	第2期岩倉市国民健康保険データヘルス計画	（2）	次期計画策定にあたり、第2期岩倉市国民健康保険データヘルス計画を岩倉市国民健康保険運営協議会で評価するもの。	岩倉市国民健康保険運営協議会	全委員 13人 ・公募 0人 ・市民登録 2人	公開	①1月30日	議事録の公表 ①2月21日 方法（1）（3）	①傍聴0人	
12	市民窓口課 保険医療G	第3期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画	（2）	次期計画策定にあたり、第3期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画を岩倉市国民健康保険運営協議会で評価するもの。	岩倉市国民健康保険運営協議会	全委員 13人 ・公募 0人 ・市民登録 2人	公開	①1月30日	議事録の公表 ①2月21日 方法（1）（3）	①傍聴0人	
13	子育て支援課 児童G	第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画	（2）	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定めた計画の実施状況の評価するもの。	岩倉市子ども・子育て会議	全委員 12人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①8月23日	議事録の公表 ①10月11日 方法（1）（3）	①傍聴0人	

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- （1）基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- （2）総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- （3）広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- （4）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

※2 施行規則第2条では、公表は、次に掲げる方法のうちから2つ以上の方法により行うものとしています。

- （1）当該公表事項を所管する課等の窓口、情報サロン又は公共施設での閲覧又は配布
- （2）広報への掲載
- （3）ホームページへの掲載
- （4）その他市長が必要と認める方法

(2-1) 令和6年度の実施予定（条例、計画等の策定または変更）

令和6年度に条例・計画・制度の新規策定または変更を行う予定のものを公表しています。

	担当課グループ (G)	対象事案	第6条第1項に該当する要件 (下表※1参照)	概要（総括）	市民参加の手続の方法	委員公募の予定	会議の公開	実施時期（予定）
1	健康課 保健予防G 健康支援G	岩倉市健康増進計画 健康いわくら21（第3次）	(2)	岩倉市健康増進計画（健康いわくら21（第3次））計画策定の進捗状況を岩倉市健幸づくり推進委員会にて意見聴取し、計画書を作成する。	審議会名 岩倉市健幸づくり推進委員会	なし	公開	年4回
					アンケート	—	—	令和5年度実施済
					パブリックコメント手続	—	—	令和6年12月頃 (30日間)
2	こども家庭課 子育て支援G	第3期岩倉市子ども・子育て支援事業計画及び岩倉市子ども行動計画	(2)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定めた計画を策定するもの。また、これまで別の計画であった岩倉市子ども行動計画を一体の計画として策定するもの。 計画は、5年間（2025年度～2029年度）を計画期間とし、令和5年度と令和6年度の2か年で策定する。	岩倉市子ども・子育て会議	なし（保護者団体等の代表者に委員となっていたため）	公開	令和6年度に5回程度
					アンケート	—	—	令和5年度実施済
					パブリックコメント手続	—	—	令和6年度 (30日間)
3	都市整備課 整備G	岩倉市自転車活用推進計画	(2)	岩倉市自転車活用推進計画は、国及び県の計画を踏まえ、本市の実情に応じた環境整備や安全利用に向けた普及啓発等を推進するため策定するもの。	岩倉市自転車活用推進計画検討委員会	あり	公開	
					パブリックコメント手続	—	—	令和7年1月（予定） (30日間)

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(2-2) 令和6年度の実施予定（既存計画等の評価）

令和6年度に既存計画等の単年度評価（進捗管理等）を行う予定のものを公表しています。

	担当課 [＊] ルー [＊] (G)	対象事案	第6条第1項に該当する要件 (下表※1参照)	概要（総括）	市民参加の手段の方法	委員公募の予定	会議の公開	実施時期（予定）
1	企画財政課 企画政策G 協働安全課 市民協働G	岩倉市自治基本条例 岩倉市市民参加条例	(1)	岩倉市自治基本条例及び岩倉市市民参加条例の進捗状況を岩倉市自治基本条例審議会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市自治基本条例審議会	なし (任期途中のため)	公開	令和6年6月、7月
2	企画財政課 企画政策G	第5次岩倉市総合計画	(2)	第5次岩倉市総合計画の進捗状況を岩倉市行政評価委員会にて検証するもの。	岩倉市行政評価委員会	なし (任期途中のため)	公開	令和6年10月、11月
3	企画財政課 財政G	岩倉市行政改革行動計画	(2)	岩倉市行政改革行動計画の進捗状況について岩倉市行政評価委員会において評価・意見を受ける。	岩倉市行政評価委員会	なし (任期途中のため)	公開	令和6年7月
4	協働安全課 市民協働G	岩倉市男女共同参画基本計画2021-2030	(2)	岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況を岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会	あり	公開	令和6年10月、11月
5	環境政策課 さくら・川・環境G	第2次岩倉市環境基本計画	(2)	第2次岩倉市環境基本計画の進捗状況を岩倉市環境審議会にて評価し、次年度以降の施策に反映するもの。	岩倉市環境審議会	なし	公開	令和6年9月
6	環境政策課 廃棄物G	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画	(2)	一般廃棄物のうち、ごみに関する処理計画を評価し、次年度以降の施策に反映するもの。	岩倉市廃棄物減量等推進協議会	なし	公開	令和7年3月
7	長寿介護課 介護保険G 長寿福祉G	第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	(2)	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況を岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会にて評価するもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会	あり	公開	令和6年6月 令和6年10月 令和7年2月
8	福祉課 障がい福祉G	第5期岩倉市障がい者計画、第6期岩倉市障がい福祉計画（第2期障がい児福祉計画）	(2)	岩倉市障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進捗状況を岩倉市障害者計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市障害者計画推進委員会	なし	公開	令和6年8月
9	福祉課 社会福祉G	第3期岩倉市地域福祉計画	(2)	岩倉市地域福祉計画の進捗状況を岩倉市地域福祉計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市地域福祉計画推進委員会	なし (任期途中のため)	公開	令和6年5月 令和6年10月

10	福祉課 社会福祉G	岩倉市自殺対策計画	(2)	岩倉市自殺対策計画の進捗状況を岩倉市自殺対策計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市自殺対策計画推進委員会	なし (現公募委員に継続依頼)	公開	令和6年5月
11	こども家庭課 子育て支援G	第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画	(2)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定めた計画の実施状況を評価するもの。	岩倉市子ども・子育て会議	なし	公開	令和6年9月頃 (5回の内1回)

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

協働の取組状況シート 令和5年度実施事業

No.	Ⅰ. 協働の形態	Ⅱ. 総合計画の章	Ⅲ. 担当部署	Ⅳ. 協働事業				Ⅴ. 実績	
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和5年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など
1	事業委託	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	市民活動支援センター業務委託	①②平成22年度	市民活動支援の拠点として開設した市民活動支援センターの業務を委託した。登録団体に対して、印刷費・会議室使用料の減免等により活動支援したほか、活動内容の紹介をホームページ・情報誌・SNSなどにより積極的に行うとともに、団体設立や助成金に関する相談業務を実施した。	特定非営利活動法人ローカルワイドウェブいわくら	①7,799,796円 (消耗品費629,361円、通信運搬費112,552円) ②7,057,883円 ③0円	【センター登録団体数】223団体 【〃利用者数】34,916人 【〃利用件数】3,094件 【〃情報発信件数（岩倉駅地下通路モニター放映番組数）】347件
2	事業委託	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	「市民プラザまつり」業務委託	①②平成26年度	各分野で積極的に活動している市民活動団体が日頃の活動の成果を発表したり、市民活動の魅力を知っていただき、岩倉市全体の活性化を図る行事の開催。	特定非営利活動法人ローカルワイドウェブいわくら	①76,110円 ②76,110円 ③0円	開催期間：10/14～15 ・団体パネル展示（17団体） ・活動発表ステージ（16団体） ・活動紹介ブース（13団体） ・ワークショップ（3団体） ・ゲームde交流会10/14 ・本とモノのわらしべ長者 ・スタンプラリー&来場者アンケート ・抽選会
3	事業委託	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	「65歳の集い」業務委託	①平成24年度 ②平成25年度	65歳の市民を対象として、今後の新しい生きがいを発見したり、市内の同年代の人と知り合い地域の繋がりを作っていただくことを目的とした行事の開催。	特定非営利活動法人ローカルワイドウェブいわくら	①142,440円 ②142,440円 ③0円	7/24 61名 映画上映、健康講座、交流会
4	事業委託	4. 環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち	環境政策課	五条川親水事業	①②昭和61年度	岩倉の水辺を守る会に委託して、水辺まつりや親子魚釣り教室などのイベントを通じ、次世代を担う子どもたちに、ふるさとの自然のすばらしさや川との付き合い方などを楽しく学んでもらうとともに、市民に対する意識啓発を図った。また、在来種の保護・育成と外来種対策の推進のため、アカミミガメバスターズ（カメの捕獲調査・アカミミガメの駆除）を市民、市内企業、市民団体の協力のもとマルチパートナーシップで実施した。	市民企業 岩倉の水辺を守る会	①1,038,069円 ②1,000,000円 ③0円	水辺まつり 8/6（490名） 親子魚釣り教室 10/14（46名） アカミミガメバスターズ（延べ市民27名+3事業所） 設置6/17、10/7 回収6/18、10/9

No.	Ⅰ. 協働の形態	Ⅱ. 総合計画の章	Ⅲ. 担当部署	Ⅳ. 協働事業					Ⅴ. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和5年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など
5	事業委託 事業協力	1. 健やかで いつまでも安 心して暮らせ るまち	福祉課	地域福祉計画推 進事業	①②平成25年度	地域共生社会の実現に向けて包括 的な支援体制の構築を進めるとと もに、市民の主体的な助け合い・ 支え合い活動の活性化に取り組 む。令和5年度は市職員・市内障が い・介護保険サービス事業者とと もに複雑・複合的な課題に取り組 むための研修会を実施した。	岩倉市社会福祉 協議会	①78,091円 ②78,091円 ③0円	12/22 午前10時から正午 参加人数：36名
6	事業委託	1. 健やかで いつまでも安 心して暮らせ るまち	福祉課	市行事手話通 訳、要約筆記設 置事務	①②不明	市民ボランティアの協力のもと、 市が行う主な行事に手話通訳、要 約筆記を設置している。	手話サークルこ いのぼり 要約筆記サーク ルさくら	①130,400円 ②130,400円 ③0円	●手話通訳 【市民盆おどり】 【ふれ愛まつりオープニングセレ モニー】 【健康フェア講演会】 【二十歳のつどい】 【冬鍋フェス】 【人権研修会】 【52周年記念式典】 【岩倉市文化講演会】 【いわくら市民健康マラソン】 【健康フェア】 【スポーツ振興事業講演会】 【桜まつりオープニングセレモ ニー】 ●要約筆記 【健康フェア講演会】 【岩倉市敬老会】 【52周年記念式典】 【人権研修会】 【スポーツ振興事業講演会】
7	事業委託	2. 個性が輝 き心豊かな人 を育むまち	こども家 庭課	病後児保育事業	①②平成30年度	病気の子どもが回復期で集団生活 が困難な場合に、市内NPO法人が運 営する病児保育室てっぴールーム で預かっている。	NPO法人はんど いんはんど	①4,305,000円 ②4,305,000円 ③1,435,000円	延べ利用者数115人

No.	Ⅰ. 協働の形態	Ⅱ. 総合計画の章	Ⅲ. 担当部署	Ⅳ. 協働事業					Ⅴ. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和5年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など
8	事業委託	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	商工農政課	岩倉市観光まちづくり事業	①②平成25年度	市役所1階に「岩倉市観光情報ステーション」を開設し、観光情報の発信を行うとともに、観光まちづくり事業を企画・開催している。 岩倉市PR大使「い〜わくん」のグッズを製作し、市内外に出店するとともに、イベント時に「い〜わくんSHOP」を出店し、販売することで、い〜わくん及び岩倉市のPRを行っている。	特定非営利活動法人いわくら観光振興会	①19,836,623円 ②18,705,928円 ③0円	年間を通じて、観光情報の発信を行い、「いわくら観光講座」、「いわくらヨーヨー講座」、「観光ボランティアガイド講座」、「ミニS Lマーケット」、「冬の鍋フェスinいわくら」などのイベントを企画、開催した。 年間を通じて、い〜わくんグッズの製作・販売を行い、い〜わくんと市のPRに寄与した。
9	事業委託	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	都市整備課	花のあるまちづくり事業	①平成8年度 ②平成13年度	市が実施する岩倉駅東西に四季折々の草花を植付ける「花のあるまちづくり事業」や東町地内の五条川護岸に「緑化ウォール事業」として草花を植付けているが、市民ボランティア団体の「ふれあい花の会」により植付けや維持管理をお願いしている。	ふれあい花の会	【フラワーバンク】 ①141,939円 ②0円 ③0円 【花のあるまちづくり】 ①1,400,000円 ②1,400,000円 ③0円 【緑化ウォール】 ①390,000円 ②390,000円 ③0円	【フラワーバンク】 花苗配布5/18 (196株) 10/26(196株) 【花のあるまちづくり】 駅東西3,679株 【緑化ウォール】 五条川護岸2,500株
10	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	学校教育課	魅力ある学びづくり支援事業	①②令和元年度	学校の主体性や独自性を大切にした取組を推進し、児童生徒や教員、地域社会にとって魅力ある学校となるよう取り組むもの。	市内小中学校 地域人材	①3,300,000円 ②3,300,000円 ③0円	地域人材の活用にあたり、小中学校間での人材活用についての情報共有を図った。
11	事業委託	5. 協働と自治による持続可能なまち	学校教育課	中学生海外派遣事業	①平成9年度 ②平成11年度	例年、国際教育の一環として、岩倉市内在住の中学生を海外に派遣しているが、新型コロナウイルス感染症の流行により海外渡航ができないため、インターネットを使用し、海外で生活する外国人中学生とオンライン上で交流することで、他国の生活習慣等に触れ、広い視野と見識を高め、国際感覚を養うことを目的とする。	岩倉市国際交流協会	①142,100円 ②142,100円 ③0円	市内中学生参加者：13名 【事前研修】3回 (7/17・7/29・8/11) 【オンライン交流】5日間 (8/20～8/24)
12	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	民俗資料企画展等委託	①②平成10年度	市民有志による民具研究会への委託により、図書館3階の民具の整理と郷土資料室の展示、企画展の開催及び電子台帳の整備を行う。	岩倉民具研究会	①425,0500円 ②425,0500円 ③0円	【企画展】「下田南遺跡発掘調査成果展」1/31～2/12 2/14～22 来場者387人

No.	Ⅰ. 協働の形態	Ⅱ. 総合計画の章	Ⅲ. 担当部署	Ⅳ. 協働事業					Ⅴ. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和5年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など
13	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	市指定文化財保護事業（岩倉桜まつり協賛、山車巡行・からくり実演）	①②平成4年度	3両の山車が岩倉街道を巡行するとともに、桜満開の五条川の橋の上でからくりの実演を行い、多くの人々の目と心を楽しませる岩倉の春の風物詩とする。	岩倉市山車保存会	①1,693,970円 ②1,693,970円 ③0円	実施日：4/1
14	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	スポーツ振興事業	①②不明	岩倉市スポーツ協会に委託し、スポーツ大会・教室を開催する。	岩倉市スポーツ協会	①4,885,050円 ②4,508,000円 ③0円	○6/11スポーツレクリエーション祭（187人） ○7/2青少年剣道大会（277人） ○9～12月市民球技大会（参加者629人） ○10/8県内招待少年空手道交流大会（165人） ○11/11・12スポーツフェア（参加者1,012人） ○11/19市民グラウンドゴルフ大会（参加者67人） ○12/2愛知駅伝大会（参加19人） ○12/17スポーツ振興事業（291人） ○3/3市民健康マラソン（参加者995人） ○3/10ダンス&体操発表会（参加者174人）
15	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	地域スポーツ交流事業	①②平成21年度	岩倉スポーツクラブに委託し、だれでも気軽にできるニュースポーツ大会を開催する。	岩倉スポーツクラブ	①610,600円 ②500,000円 ③0円	○5/14 4コートバレーボール大会（参加者46人） ○6/18 カローリング大会（参加者63人） ○10/8 歩こう会（参加者29人） ○1/21 餅つき&バルーンアート（参加者45人） ○9/3 市民カローリング大会（参加者62人） ○スポーツ教室（全103回）（参加者1,957人）
16	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	市民茶会	①②不明	岩倉市文化協会に委託して史跡公園の鳥居建民家で開催。併せて箏の演奏と陶芸展示も行う。	岩倉市文化協会	①163,821円 ②163,821円 ③0円	実施日：4/29 参加人数：144名
17	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	人形劇フェスティバルの開催	①②平成7年度	9月に開催される人形劇フェスティバルに関する企画、運営を行う。	岩倉市図書館人形劇上演実行委員会	①320,000円 ②320,000円 ③0円	実施日：9/9 参加人数：343人

No.	Ⅰ. 協働の形態	Ⅱ. 総合計画の章	Ⅲ. 担当部署	Ⅳ. 協働事業					Ⅴ. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和5年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など
18	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	岩倉市民文化祭茶接待	①②昭和52年度	文化祭では、市民からなる岩倉市美術展審査委員会や出品者の協力を得て開催。茶接待は岩倉市文化協会への委託により開催している。	美術展審査委員 岩倉市文化協会 市民	①253,546円 ②253,546円 ③0円	○文化祭 実施日：11/2～5 参加者数：3,479人 ○茶接待 実施日：11/4,5 参加者数：526人
19	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	市民音楽祭	①②平成9年度	音楽祭は岩倉市文化協会への委託により開催。岩倉市文化協会（岩倉市音楽連盟）及び参加団体により事業運営をしている。	岩倉市文化協会 音楽祭出演団体	①174,968円 ②174,968円 ③0円	実施日：11/5 参加者数：516人（うち出演者309人）
20	事業共催	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	協働安全課	自主防災会訓練支援	①②平成25年度	自主防災会の地域合同防災訓練で、地域住民主体の自主的な防災訓練に市職員も参加し、連携して危機管理体制を充実させている。	自主防災会	①訓練用消耗品等 ②0円 ③0円	【地域合同防災訓練】 ・曾野小学校区10/29 ・五条川小学校区11/19 ・東小学校区11/26 ・北小学校区12/3
21	事業共催	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	協働安全課	防犯推進事業	①②平成16年度	【犯罪撲滅啓発活動】 年2回、防犯ネットワーク会議の構成員を中心に街頭での啓発活動を実施する。 また、年末に、青色防犯パトロール出発式と江南警察署が実施する年末特別警戒を併せて開催する。 【青色回転灯防犯パトロール講習会】 江南警察署が実施する講習会への参加に対する支援を行う。	防犯ネットワーク会議 地域安全パトロール隊（市、行政区、学校、警察、各種団体、事業者）	①啓発物品等 ②0円 ③0円	【犯罪撲滅街頭啓発活動】 夏の街頭啓発活動 8/7 年末の街頭啓発活動 12/12 【年末青色防犯パトロール合同出発式】 12/8（約50名） 【青色回転灯防犯パトロール講習会】 10/5（24名）、10/6（47名）
22	事業共催	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	協働安全課	交通安全事業	①②昭和56年度	【交通安全推進協議会】 交通安全街頭指導を実施するとともに、交通事故防止に関する情報提供を行う。	交通安全推進協議会	①啓発物品等 ②0円 ③0円	【街頭指導】 毎月1回と春季を除く各季の運動期間中に1回実施（委員数：112名） 【交通安全宣言セレモニー】 10/1（雨天中止）

No.	Ⅰ. 協働の形態	Ⅱ. 総合計画の章	Ⅲ. 担当部署	Ⅳ. 協働事業					Ⅴ. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和5年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など
23	事業共催	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	協働安全課	交通安全事業	【五条川交通少年団】①②昭和52年度 【交通安全母の会】①②平成3年度	【五条川交通少年団】 五条川小学校の児童で構成する交通少年団の活動を支援する。 【交通安全母の会】 市内の幼稚園の保護者で構成する母の会の活動を支援する。	五条川小学校児童及び保護者 市内幼稚園園児の保護者	①啓発物品等 ②0円 ③0円	【五条川交通少年団(団員30名、代表世話人1名、世話人5名)】 7/19 夏の活動(学校内での啓発) 12/21 冬の活動(自転車交通安全教室) 【交通安全母の会(会員48名)】 街頭啓発活動→啓発活動実施(年長園児、両親、祖父母に啓発品を配布) 各幼稚園で交通安全教室(各幼稚園会員)
24	事業共催	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	環境政策課	環境フェア	①②平成3年度	市民団体・事業者・市の環境に関する取組の公表の場であり、それにより環境啓発を図り、自然との共生や循環型社会の構築、快適な生活環境づくり等を目指す。	市民環境フェア実行委員会	①624,559円 ②250,564円 ③0円	11/11、12(220名)
25	事業共催	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	環境政策課	五条川水生生物調査	①不明 ②平成10年代	岩倉ナチュラリストクラブに講師を依頼し、市内小学生を対象に「五条川水辺のいきもの調査～目印モンスターを探せ～」を実施した。	岩倉ナチュラリストクラブ	①26,321円 ②0円 ③0円	7/26(49名)
26	事業共催	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	環境政策課	クリーンアップ五条川	①②昭和60年度	岩倉の水辺を守る会が主体となり、五条川の待合橋から井上橋までの両岸と川底を清掃することを通じて、市民に対する意識啓発を図った。	市民市民団体 行政区企業	①0円 ②0円 ③0円	3/9(400名)
27	事業共催	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	環境政策課	緑のカーテン事業	①②平成21年度	「緑のカーテン」を、岩倉市婦人会の協力のもと、公共施設に設置するとともに、市内の事業者にも協力してもらい、各事業所でも設置してもらった。 また、各家庭でも緑のカーテンを取り組んでもらえるように、北小学校4年生を対象に「緑のカーテン教室」を開催するとともに、参加した児童に苗を配布した。	市民 岩倉市婦人会 企業	①634,970円 ②0円(現物支給) ③440,000円	緑のカーテン設置数 公共施設:28施設 事業所:15事業所 緑のカーテン教室:6/5(124名)

No.	Ⅰ. 協働の形態	Ⅱ. 総合計画の章	Ⅲ. 担当部署	Ⅳ. 協働事業					Ⅴ. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和5年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など
28	事業共催	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	環境政策課	自然生態園施設管理事業	①②平成8年度	岩倉ナチュラリストクラブに協力をいただき、観察会等の生物多様性に関するイベントを行い、親子で自然と触れ合う貴重な機会の提供に努めている。	岩倉ナチュラリストクラブ	①151,614円 ②0円（生態園の説明員として雇用しており、勤務の一環としてイベントに従事している） ③141,133円	ショウブとヨモギの配布（5/5・150人） SDGsクイズラリー（5/21・90人） ホトトギスの苗の配布（6/4・90人） マコモ刈り（6/18・25人） 夜の観察会（7/22・80人） いちにち昆虫館（9/24・30人） クリスマスリースづくり（12/10・16人） バードウォッチング（1/13・10人） 計491人
29	事業共催	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	環境政策課	クリーンチェックいわくら	①②平成12年度以前	地域の環境美化活動を行い、ごみの減量化と資源化の啓発を図る。	市民 市民団体 行政区 市内企業 環境フェア実行委員会	①273,040円 ②0円 ③0円	実施期間：10/14～11/13 一斉実施日：10/28 参加団体及び人数：157団体6,947人
30	事業共催	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	商工農政課	消費生活フェア関係事務	①②昭和53年度	市内の3つの消費者団体が連携し、安全安心な消費生活と環境にやさしい暮らしづくりの普及をしている。	消費生活モニター 岩倉市婦人会 岩倉団地自治会 渉外部	①318,756円（ふれ愛まつり実行委員会からの委託料） ②318,756円 ③0円	11/11、12（来場者：延べ1,702人）
31	事業共催	3. 利便性が 高く魅力的で 活力あふれる まち	商工農政課	市民農園運営事業	①②平成5年度	各小学校校区ごとに1園の基準で、農地を借り上げて市民農園として整備し、市民に貸し出している。市民農園ごとに運営協議会を設置し、事務局と利用者が協働で運営している。	市民による運営協議会	①0円 ②0円 ③0円	市内に5箇所設置 区画数は163区画
32	事業共催	3. 利便性が 高く魅力的で 活力あふれる まち	商工農政課	農業体験塾	①②平成19年度	農業に興味のある人などを対象に、市内の農家などの講師の指導を受けながら、作物を植え、育て、収穫することを体験し、農業への興味、意欲を高め、遊休農地の活用や将来の農業の担い手確保に繋げることを目的に活動している。	市内農家等	①84,000円 ②84,000円 ③0円	原則毎週日曜日（参加人数50名） 講師の指導を受けながら多品目の野菜の栽培に取り組んだ。
33	事業共催	3. 利便性が 高く魅力的で 活力あふれる まち	商工農政課	野菜の広場事業	①②平成7年度	市内の農家のグループが、毎週水・土曜日に岩倉駅東西地下連絡道で新鮮な野菜の即売を行っている。	市内農産物生産者	①0円 ②0円 ③0円	原則、毎週水・土曜日開催し、野菜等を販売。会員数は5名。

No.	Ⅰ. 協働の形態	Ⅱ. 総合計画の章	Ⅲ. 担当部署	Ⅳ. 協働事業					Ⅴ. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和5年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など
34	事業共催	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	商工農政課	稲作づくり農業体験	①②平成19年度	食育推進の一環として、生産者と消費者の交流や食に対する理解を深めることを目的に実施している。参加者（消費者）が生産者である市内農家の指導のもと、田植え、草取り、稲刈り等、稲づくりの一連の作業を主に手作業で体験するもの。	市内農家 愛知北農業協同組合 農業委員会	①110,000円 ②110,000円 ③0円	田植え6/18 稲刈り11/3 (参加者18世帯)
35	事業共催	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	長寿介護課	認知症サポーター養成事業	①②平成19年度	認知症の理解を深めるため、小学校や市内の企業などに出向き、認知症サポーター養成講座を実施している。市の職員を対象に養成講座も実施している。	いわくら認知症ケアアドバイザー会	①59,060円 ②0円 ③0円	【認知症サポーター養成講座】 9回（受講者341名） 市内小学校ほか
36	事業共催	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	健康課	保健推進員活動支援事業（活動費、会議、研修）	①②昭和63年度	健康いわくら21（第2次）計画を推進し、市民が自ら健康づくりに取り組みことを支援するために、各行政区毎に委嘱された保健推進員が、行政区毎に保健師と共に健康づくりに関する教室等を企画・実施している。行政区毎に活動費交付金を交付。	岩倉市保健推進員	①1,549,314円 ②活動費交付金1,549,314円（報酬なし） ③0円	28行政区に対して活動交付金を、1世帯あたり100円交付。ただし、30,000円未満の場合は、最低基準額30,000円を交付。 【地区活動】252回(4,099人)（内訳） ・健康教室 73回(1,237人) ・歩け歩け運動 114回(1,773人) ・健康体操等 62回(1,041人) ・栄養教室 2回(30人) ・施設見学 1回(18人) 【活動費交付金】1,549,314円 ※新型コロナウイルス感染拡大予防を考慮した実施方法、実施内容とした。
37	事業共催	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	健康課	食の健康づくり推進員活動支援事業（会議、学習会）	①②平成4年度	健康いわくら21（第2次）計画の食生活改善を推進するため、次の形態で活動している。 ①市の保健事業に協力 ②保健推進員地区活動での普及 ③他団体への活動協力 ④栄養教室の開催（自主活動）	食の健康づくり推進員	①31,292円 ②0円 ③0円	【学習会】13回(68人) 健康フェア「食の健康コーナー」展示の実施 ※新型コロナウイルス感染拡大予防を考慮した実施方法、実施内容とした。
38	事業共催	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	健康課	健康フェア	①②昭和59年度	市民の健康づくりの動機づけを目的として、健康づくりに関わりのある団体との協働により、講演会や歯科健診、展示・体験コーナーなどを実施した。	健康フェア実行委員会	①1,196,579円（②+自主財源） ②1,074,000円（ふれ愛まつり実行委員会からの委託料） ③0円	11/11、12開催 参加者2,538人、協力者72人

No.	Ⅰ. 協働の形態	Ⅱ. 総合計画の章	Ⅲ. 担当部署	Ⅳ. 協働事業					Ⅴ. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和5年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など
39	事業共催	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	二十歳のつどい事業	①②平成13年度	当該年度中に二十歳を迎える方によって構成される実行委員会により、二十歳のつどいの企画・運営を行う。	二十歳のつどい実行委員会	①867,302円 ②379,092円 ③0円	実施日：1/7 実行委員：14人、参加者数333人
40	事業共催	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	シニア大学	①②平成21年度	60歳以上を対象とする生涯学習講座で教養学部・健康学部・社会学部の3学部からなる。市民からなる委員が企画をする。	シニア大学企画委員	①生涯学習センター指定管理料から講師謝礼等 ②40,000円 ③0円	年間を通して教養学部・健康学部・社会学部をそれぞれ10回ずつ開催。(全30回・受講者数延べ1,461人)
41	助成・補助	4. 環境にやさしい ural おいあふれる安全なまち	協働安全課	防災対策用備品等整備補助事業	①②平成23年度	災害時に地域住民の安全を確保するため、必要とする備品の購入を補助金として交付している。	自主防災会	②836,000円	11防災会 18件
42	助成・補助	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	市民活動助成金事業	①②平成24年度	まちづくりや地域課題を解決する事業に取り組む団体に対し、対象経費の一部を助成している。立ち上がり支援コース、はじめの一步コース、市民提案・公益的事業コース、行政提案・協働事業コースの4種類がある。	市民活動支援センター登録団体、市内に拠点のある法人格を有する団体等	①1,215,000円 ②1,215,000円 ③0円	【立ち上がり支援コース】対象事業なし 【はじめの一步コース】 ・グランチェ（国際交流） 【市民提案・公益的事業コース】 ・ミスベリング岩倉・五条川（かわまちづくり） ・メディカルサポートあざりあ（医療ボランティア） ・岩倉ボランティアサークル（児童対象事業） ・いわくらい部♪（寺ライヴ×マルシェ） ・おむすび（子ども食堂） ・プロジェクトスペース「hazii」事務局（芸術・居場所づくり） ・地域の幸せを考える会（SNS利用ネットワーク作り等） 【行政提案・協働事業コース】 ・いわくらにほんごクラス（初期日本語教室） ・HLCふれあい塾（デジタル教室） ・（NPO）はーとプロジェクト（引きこもり支援サロン）
43	助成・補助	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	区育成補助金事業	①②昭和51年度	行政区（30区）に対し、区の運営に関する経費の一部を補助している。	行政区	①4,123,840円 ②4,123,840円 ③0円	22,552世帯、29事業 （各区に対して1世帯あたり170円、区の親睦事業1事業あたり10,000円を補助）

No.	Ⅰ. 協働の形態	Ⅱ. 総合計画の章	Ⅲ. 担当部署	Ⅳ. 協働事業					Ⅴ. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和5年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など
44	助成・補助	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	国際交流事業補助事業	①②平成5年度	「日本語ひろば」や「料理教室」、「国際交流セミナー」など国際交流関係事業を実施する団体に対し補助をしている。団体の実施する事業に国際交流員とともに企画から参加するなどの支援やイベント等の周知を行っている。	岩倉市国際交流協会	①653,977円 ②325,000円 ③0円	【国際交流セミナー】40人 【モンゴル留学生受入事業】12人 【ホームステイ・ホームビジット】①32人②16人 【各種イベント】世界のお惣菜（①12人②14人）、国際交流員交流イベント24人、話そう知ろう世界のいろいろ40人、ふれ愛まつり 【日本語ひろば】80人 【みらいクラス】200人 【英語をしゃべろう会】10～15人程度 【ピナトゥボ活動助成事業】1人
45	助成・補助	4. 環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち	環境政策課	地域ねこ避妊・去勢手術補助金	①②平成22年度	市内に生息する飼い主のいないねこ（地域ねこ）の不必要な繁殖、周囲に対する迷惑の未然防止及び人と地域ねこが共生しながら市民の快適な生活環境の確保を図るため、地域ねこの避妊・去勢手術に要する費用の一部を、岩倉猫の会に対して補助する。 【補助額】 オス猫去勢 1頭あたり 6,500円（上限） メス猫避妊 1頭あたり 8,000円（上限）	岩倉猫の会	①280,300円 ②280,300円 ③0円	オス猫去勢 17頭 メス猫避妊 22頭
46	助成・補助	4. 環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち	環境政策課	岩倉市資源ごみ回収団体助成金	①②平成5年	ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、資源の回収を推進する団体に対し助成金を交付する。対象となる資源は、古紙類、布類で、買取り価格が1キログラム当たり5円未満となった場合に、その差額分を交付する。	行政区子ども会 保育園父母の会 小中学校PTA 社会福祉協議会等	①919,054円 ②919,054円 ③0円	各団体が数人～数十人規模で年間3回以上を目安として実施した。 29団体に対して、919,054円を助成した。
47	助成・補助	4. 環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち	環境政策課	分別収集、古紙と古着の日	①②昭和54年度頃	家庭から排出される資源物（古紙・古着類）等を、行政区の協力のもと分別収集集積場にて収集し、市により適正な処理を行うもので分別収集については約70箇所に対し1箇所につき1,500円/回、古紙と古着については約40箇所に対し1箇所につき800円/回の協力金を支払うもの。	市民行政区	①10,121,960円 ②1,584,200円 ③0円	毎月1回、7地区ごとに決められた場所で実施。831tの資源を回収した。

No.	Ⅰ. 協働の形態	Ⅱ. 総合計画の章	Ⅲ. 担当部署	Ⅳ. 協働事業					Ⅴ. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和5年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など
48	助成・補助	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	長寿介護課	老人クラブ補助金	①②平成16年度	老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主組織で、自らの生活を豊かにする楽しい活動や地域を豊かにする社会活動に取り組んでいる。 岩倉市老人クラブ連合会への補助金により、介護予防事業・健康づくり事業として健康づくり勉強会、文化部活動、運動会等のイベントの開催、地域貢献として公園清掃活動等を行い、高齢者の健康づくり、生きがいつくり、仲間づくりに寄与している。	岩倉市老人クラブ連合会	①6,832,860円 ②4,399,998円 ③1,086,000円	【さくらの家】 ①老人クラブ介護予防・健康づくり事業 43回 805人 ②老人クラブ文化部等 158回 1,688人 ③老人クラブ会議等 15回 506人 【南部老人憩の家】 ①老人クラブ介護予防・健康づくり事業 24回 325人 ②老人クラブ文化部等 82回 932人 ③老人クラブ会議等 14回 415人 【地域貢献活動等】 戸別ゆうあい訪問等 (すこやかタクシーチケット申請代行)
49	助成・補助	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	こども家庭課	子ども会育成事業	①②昭和54年度	岩倉市子ども会連絡協議会及び単位子ども会の運営事務や活動補助を行っている。	岩倉市子ども会連絡協議会 単位子ども会	①子ども会育成費 2,057,239円 ②1,335,800円 ③0円	・年少リーダー講習会（4回実施）延べ248人 ・南小学校区スポーツ大会277人 ・北小学校区スポーツ大会364人 ・曾野小学校区スポーツ大会121人 ・夏のお楽しみ会744人 ・親子餅つき大会50人 ・レクリエーションを楽しもう13人
50	助成・補助	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	こども家庭課	児童館母親クラブ育成事業	①②平成24年度	児童館母親クラブの活動補助を行っている。	児童館母親クラブ	①160,000円 ②160,000円 ③0円	・ゴキブリ団子作り、公園点検16人 ・児童館合同行事(みんな楽しくモルックであそぼう!) 43人 ・防災調理講習会 16人 ・おこしものづくり 59人
51	助成・補助	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	こども家庭課	家庭訪問型子育て支援ボランティア養成事業	①②令和4年度	市内NPO法人が実施する家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート事業）に従事するボランティアを育成するための経費に対して補助を行っている。	NPO法人はんど いんはんど	①300,000円 ②300,000円 ③200,000円（国県各100,000円）	令和5年度末 オーガナイザー2人（前年度比±0） ホームビジター15人（前年度比+3人） 15家庭 延べ77回訪問

No.	Ⅰ. 協働の形態	Ⅱ. 総合計画の章	Ⅲ. 担当部署	Ⅳ. 協働事業					Ⅴ. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和5年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など
52	助成・補助 事業協力	3. 利便性が 高く魅力的で 活力あふれる まち	商工農政 課	多面的機能交付 金事業	①②令和2年度	地域において、市内の優良な農地 環境を保全する団体について、国 及び県とともに、農地の畔の除草 や水路の泥上げなどの活動に対し 補助金を交付する。	西市農地環境保 全会 大地の会 愛知北農業協同 組合 北島農地環境保 全会	①1,665,800円 ②1,665,800円 ③1,249,350円	年間を通して、用排水路の草刈り や泥上げ、水路の軽微な補修等 を実施。
53	助成・補助	2. 個性が輝 き心豊かな人 を育むまち	生涯学習 課	社会教育関係団 体育成補助金	①②昭和48年度	社会教育関係団体が会員相互の教 養文化を深めるとともに、住民福 祉の増進に寄与するため、補助金 を交付する。	岩倉市文化協会 岩倉市婦人会 岩倉市民吹奏楽 団 岩倉市スポーツ 協会	【岩倉市文化協会】 ①596,935円 ②596,935円 ③0円 【岩倉市婦人会】 ①550,426円 ②299,000円 ③0円 【岩倉市民吹奏楽団】 ①525,089円 ②142,000円 ③0円 【岩倉市スポーツ協 会】 ①39,453,374円 ②2,018,000円 ③0円	【岩倉市文化協会】 会員637人 【岩倉市婦人会】 会員150人 【岩倉市民吹奏楽団】 会員70人 【岩倉市スポーツ協会】 会員1,717人
54	助成・補助	2. 個性が輝 き心豊かな人 を育むまち	生涯学習 課	スポーツ指導者 養成事業	①②平成13年度	初心者が取り組みやすいニュース ポーツの指導者や、スポーツ少年 団の指導者の質を高めるために補 助事業を行っている。	岩倉市スポーツ 協会 岩倉スポーツク ラブ	①378,550円 ②378,550円 ③0円	カローリング指導者公認指導員登 録料補助者 7人 JSP0公認コーチングアシスタント 登録料補助者 17人 JSP0公認スタートコーチ登録料補 助者 7人
55	後援	3. 利便性が 高く魅力的で 活力あふれる まち	企画財政 課	岩倉市における ユニバーサルデ ザインの推進	①②平成16年	ユニバーサルデザインの推進をする ため、次の活動を行っている。 ・ユニバーサルデザインについての 調査研究 ・岩倉市のユニバーサルデザイン について情報を発信・収集 ・ユニバーサルデザインに関する 市民の意識向上の推進 ・教育現場でのユニバーサルデザ イン学習の協力 ・その他、目的の達成に必要な活 動	いわくら・ユニ バーサルデザイ ン研究会	①74,800円 ②0円 ③0円	通年

No.	Ⅰ. 協働の形態	Ⅱ. 総合計画の章	Ⅲ. 担当部署	Ⅳ. 協働事業					Ⅴ. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和5年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など
56	後援	4. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	商工農政課	2024年全国日本ヨーヨー選手権中部地区大会	①不明 ②平成23年度	日本のヨーヨー競技の頂点を決める「ジャパンナショナルヨーヨーコンテスト」の地区予選大会。本地区大会の優勝者には6月に横浜で開催される全国大会の決勝シード権が与えられ、上位獲得者には、準決勝への参加権が与えられる。	一般社団法人日本ヨーヨー連盟	①0円 ②0円 ③0円	2/25 参加人数：約200人
57	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	岩倉市出身アーティスト 桜井万祐子と気軽にオペラ	①②不明	岩倉市出身のメゾソプラノ歌手桜井万祐子によるコンサート	日本環境マネジメント		実施日：9/17 参加予定人数：125名
58	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	第50回岩倉母親大会	①②不明	講演会「誰一人取り残さない災害対応」	岩倉母親連絡会		実施日：8/5 参加予定人数：100名
59	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	こどもの未来応援講座	①②不明	社会貢献事業の一環として子育て世代に役立つ講座の開催	一般社団法人おやこラボ 代表 小原茉奈		実施日：7/12・7/20 参加者数：19名
60	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	ファミリーコンサート「広島から被爆ピアノがやってくる」	①②不明	平和への願いを子供たちに伝える	コミュニティカフェかがよひ 代表 岸 辰夫		実施日：7/28 参加予定人数：100名 中高生50名 小学生50名
61	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	第46回岩倉市吟剣詩舞道大会	①②令和3年度	岩倉市内の吟剣詩舞を通じた文化交流	岩倉市吟剣詩舞道協議会		実施日：10/15 参加予定人数：90名
62	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	WAになって みんなでたこ世界のたいこドラムサークル	①②不明	地域共生社会の推進、参加型音楽レクリエーション	岩倉市障害者連絡協議会		実施日：11/5 参加者数：97名
63	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	キッズプログラミング体験&子どもの才能発見講座	①②不明	プログラミングの基礎を通じて論理的な思考を学ぶ	ママラボ愛知西		実施日：11/12 参加者数：子ども14名 大人10名
64	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	サクラ・ミュージカル・カンパニー オリジナル・ミュージカル公演 クリスマスの贈り物	①②不明	ミュージカル公演を通じて、地域の活性化に参画し、特色を活かした文化振興を図る	サクラ・ミュージカル・カンパニー		実施日：12/23 参加予定人数：800名
65	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	国際交流&イングリッシュキャンプ	①平成24年度 ②平成28年度	子どもたちの心のケア支援、災害の風化防止及び危機意識及び防災意識の向上、子どもたちの国際交流・多文化共生・小学校外国語活動の促進を目的としたキャンプ	宮城復興支援センター		実施日：10/14.15 12/2.3 参加人数：不明

No.	Ⅰ. 協働の形態	Ⅱ. 総合計画の章	Ⅲ. 担当部署	Ⅳ. 協働事業					Ⅴ. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和5年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など
66	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	2023夢コンサート	①昭和54年度 ②平成14年度	音楽を通して障害児・者の自立と社会参加の促進を図り、理解を深める	社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会		実施日：12/10 参加予定人数：150名
67	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	わくわくコンサート	①②不明	音楽連盟加盟団体が出演し、日ごろの練習の成果を発表する	岩倉市音楽連盟		実施日：2/11 参加予定人数：100名
68	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	国際交流&イングリッシュキャンプ	①②平成21年度	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で安心して子育てが出来るように、子育てに関する様々な不安や悩みを聴くとともに、子育て支援に関する情報提供を行う。	宮城復興支援センター		実施日：1/27. 28 2/11. 12 2/24. 25 4/20. 21 4/27. 28 参加人数：不明
69	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書人事課	広報モニター事業	①②平成23年度	広報モニター要綱に基づき委嘱された委員により地域の身近な話題等の情報提供及び取材協力が行われている。また、広報モニターから広報紙に対する意見を随時述べてもらい、広報紙の作成及び情報発信に反映している。	広報モニター	①0円 ②0円 ③0円	3人に委嘱（謝礼なし） 「いわフォト」5件、「フォトニュース」1件、市民レポート（新コーナー）の記事や写真等の提供があった。
70	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書人事課	広報いわくら音訳事業	①不明 ②平成13年度	市の広報紙を音訳し、目の不自由な人に提供している。	音訳の会あめんぼ	①120,000円 ②120,000円 ③0円	視覚障がい者6人に郵送で提供。また、ホームページでも視聴が可能。
71	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書人事課	広報紙発行事業	①昭和39年度 ②不明	「協働のまちづくりコーナー」で市民活動団体の情報を提供している。特集等ではできるだけ市民活動団体が登場したり、関連情報を掲載するようにしている。	市民活動団体等	①0円 ②0円 ③0円	特集 3団体 協働のまちづくりコーナー 10団体 フォトニュース 5団体
72	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	男女共同参画講座（生涯学習講座）	①②平成12年度	男女共同参画の普及・啓発を目的とした生涯学習講座で、市民による企画委員が企画運営をする。	男女共同参画講座企画委員	①生涯学習センター指定管理料から講師謝礼 ②0円 ③0円	共感と理解を育むコミュニケーション（全4回） 10/17（23名）、10/31（21名）、11/7（20名）、11/21（17名）
73	事業協力	4. 環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち	環境政策課	アダプトプログラム事業	①②平成19年度	身近な公園、道路等の公共施設の美化、清掃について、市民や事業者等が里親となってボランティアで管理するアダプトプログラム（里親制度）を実施し、居住環境及び都市環境美化に対する市民意識の高揚を図る。	登録団体（市民・事業者）	①140,546円 ②0円（ほうき、ごみ袋、軍手などを、協働相手と市が共に使用している） ③0円	【アダプトプログラムの日】 5/30（参加者：52名） 【アダプトプログラム登録団体・人数】 （40団体・2,255人）
74	事業協力	4. 環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち	環境政策課	五条川桜並木保全事業	①不明 ②平成19年度	手の届く範囲の支障枝や胴吹き・ひこばえの剪定。市で購入した樹木専用肥料（グリーンパイル）を打ち込む施肥作業も協働で実施している。	岩倉五条川桜並木保存会	①1,372,104円 ②0円（桜の保全道具（剪定鋏や剪定鋸など）を協働相手と市が共に使用している） ③0円	市で購入した樹木専用肥料（グリーンパイル）を打ち込む施肥作業を年間11回実施。また、枯れ枝・腐朽枝などの支障枝の剪定を合計8回、桜に害を及ぼすベッコウタケの調査・処理を随時実施。

No.	Ⅰ. 協働の形態	Ⅱ. 総合計画の章	Ⅲ. 担当部署	Ⅳ. 協働事業					Ⅴ. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和5年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など
75	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	健康課	他機関連携による健康教育	①②平成21年度	健康いわくら21（第2次）計画を推進し、市民自ら健康づくりに取り組む事を支援するため、地域の関係団体・学校・企業等と連携し、健康教育を実施。 さらに健幸都市宣言後は、「健幸伝道師」として新たに周知し、健康教育を実施。	老人クラブ・民生委員・児童委員等	①0円 ②0円 ③0円	健幸づくり出張講座 32回638人
76	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	健康課	健康マイレージ事業	①②平成26年度	健康づくりに継続的に取り組むことや健診を受けること、市内の公共施設を利用してもらうこと等で優待カード「まいか」を発行する。愛知県内の協力店舗には、優待・サービスの提供に協力してもらう。	市内協力店舗 市内公共施設	①210,060円 ②0円 ③0円	協力店舗 16店舗 まいか発行数 130枚 (紙53枚・アプリ77枚)
77	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	こども家庭課	赤ちゃん訪問事業	①②平成21年度	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で安心して子育てができるように、子育てに関する様々な不安や悩みを聴くとともに、子育て支援に関する情報提供を行う。	民生委員・児童委員	①4,264,797円 ②67,000円 ③1,416,000円（国県各708,000円）	家庭訪問数354件
78	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	こども家庭課	ファミリー・サポート事業	①②平成12年度	子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）とお手伝いをしたい人（援助会員）が、お互いに子育てを助け合うことにより、仕事と育児を両立できる環境づくりを行う。	市民	①3,760,967円 ②0円 ③2,200,000円（国県各1,100,000円）	令和5年度 依頼会員231人 援助会員57人 両方会員37人

No.	Ⅰ. 協働の形態	Ⅱ. 総合計画の章	Ⅲ. 担当部署	Ⅳ. 協働事業					Ⅴ. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和5年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など
79	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	こども家庭課	児童館運営事業	【百人一首大会】 ①②昭和49年度 【平和を考える会】 ①②平成21年度 ※昭和から事業を実施しているはずだが、記録が確認できた年を記述した。 【地域交流会】 ①②昭和51年度 【おこしものづくり】 ①②平成24年度 【親子ハッピータイム】 ①②平成26年度（平成30年度までは『幼児クラブ on Saturday』として実施） 【みんな楽しくモルックであそぼう！】 ①②令和4年度	【百人一首大会】 歴史的にも古く小学1年生から6年生までハンデなしで競う。 詠み手および審判での協力を依頼 【平和を考える会】 岩倉語り部の会、岐阜の空襲を記録する会の協力を得て、子どもたちと共に平和の大切さを考える会 【地域交流会】 地域の老人クラブの協力を得て、ゲームなどを楽しみ子どもたちとの交流を図る。 【おこしものづくり】 愛知県の郷土料理である「おこしもの」を児童館母親クラブと共に行う。 【親子ハッピータイム】 子ども行動計画の施策の一つとして、岩倉総合高等学校と協働して、「児童館や地域交流センターを核とした中高生世代の居場所づくり」を推進する。 【みんな楽しくモルックであそぼう！】 フィンランド発祥のスポーツ「モルック」の体験を通し、子ども、大人、および母親クラブとの異世代交流を図る。	【百人一首大会】 個人ボランティア 【平和を考える会】 岩倉語り部の会 岐阜の空襲を記録する会 【地域交流会】 老人クラブ、児童館母親クラブ、民生委員 【おこしものづくり】 児童館母親クラブ 【親子ハッピータイム】 岩倉総合高等学校 【みんな楽しくモルックであそぼう！】 児童館母親クラブ	①24,466,652円 ②0円 ③0円	【百人一首大会】 1/13 第三児童館で開催 参加者 48人 【平和を考える会】 3/26 第四児童館で開催 参加者 33人（小学生、岩倉語り部の会、岐阜空襲を記録する会） 【地域交流会】 3/22 各児童館（7か所）で開催 参加者 270人（7か所合計） （小学生、老人クラブ、母親クラブ、民生委員など） 【おこしものづくり】 3/2 第一児童館で開催 参加者 59人（幼児、小学生、保護者、母親クラブ） 【親子ハッピータイム】 ①9/2、②9/16 第一児童館で開催 参加者①47人、②60人 （幼児、小学生、保護者、岩倉総合高等学校生徒など） 【みんな楽しくモルックであそぼう！】 9/30 神明ふれあい広場で開催 参加者 43人
80	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	こども家庭課	にこにこシティ いわくら	①②平成21年度	子ども行動計画に基づき、子どもの意見表明の場として、子ども自ら企画運営する「にこにこシティ」は、関係団体や個人ボランティアが子どもたちをサポートする。	母親クラブ 児童館運営委員 個人ボランティア 岩倉ボランティアサークル	①24,466,652円 ②44,652円 ③0円	12/9 第一児童館で開催 参加者 延べ239人（第一部91人、第二部108人、実行委員40人） ボランティア 14人

No.	Ⅰ. 協働の形態	Ⅱ. 総合計画の章	Ⅲ. 担当部署	Ⅳ. 協働事業					Ⅴ. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和5年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など
81	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	学校教育課	学校給食事業	①②昭和53年度	各小中学校のPTAの代表を委員に含めた学校給食センター運営委員会を年に数回開催し、給食センターの運営に関する重要な事項及びこれに伴う調査研究を行い、給食センターの運営方針を決定する。また、献立作成や食材選定についてもPTAの代表を含め決定している。	保護者の代表	①105,000円 ②60,000円 ③0円	【学校給食センター運営委員会】7/6・2/8 【献立作成委員会】年7回（うち保護者代表の参加 5回） 【物資選定委員会】年11回（うち保護者代表の参加 9回）
82	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	学校教育課	被爆体験談等を聞く会	①②平成14年度	被爆体験や戦争体験談を聞き、原爆や戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学習するもの。	愛友会 語り部の会	①70,000円 ②40,000円 ③0円	各小中学校の要望に合わせ、地域の方を学校に派遣し、被爆体験や戦争体験談をお話いただいた。体験者から直接話を聞くことで、児童生徒は平和の大切さについて学ぶことができた。
83	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	点訳図書の作成	①②昭和59年度	点訳図書を図書館に所蔵する。視覚障がいがある人も読書を楽しめる環境を提供している。	岩倉点字くすのきの会	①0円 ②0円 ③0円	近年図書の寄贈などの実績なし
84	事業協力	3. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	録音図書の作成	①②昭和63年度	録音図書を図書館に所蔵する。視がいにによる表現の認識に障がいのある人も本の世界を楽しめる環境を提供している。	岩倉市音訳の会 あめんぼ	①0円 ②0円 ③0円	随時（水曜日中心）（活動者25名） 蔵書118タイトル
85	事業協力	4. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	おはなし会の実施	①②昭和59年度	おはなし会をきっかけにして、図書館に親しむ子どもを増やしている。	岩倉市図書館おはなし会	①0円 ②0円 ③0円	4月第3土曜日 5月から毎週土曜日実施 （活動者20名）
86	事業協力	5. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	ストーリーテリングのおはなし会の実施	①②平成15年	子どもだけでなく、大人も対象にしたおはなし会を開催している。	ストーリーテリングお豆の会	①0円 ②0円 ③0円	毎月第3日曜日実施 （活動者8名）
87	事業協力	5. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	ブックスタートの実施	①②平成16年	乳児と絵本の出会いを支援し、乳児の親に対して良書の紹介等を行う。	岩倉市図書館ブックスタート	①0円 ②0円 ③0円	10月から保健センターでの4か月健診時に実施
88	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	健康課 *実施主体は生涯学習課	4か月児健康診査での子育て親育ちミニ講座	①②平成20年度	4か月児健康診査において、子育てネットワークが子育てのポイントについてミニ講座を実施し、子育て親育ちを支援。	子育てネットワーク	①20,000円 ②20,000円 ③0円	実施日：11/21, 30、12/11, 20、1/18, 31、2/20, 28、3/13, 25 各回1人

協働事業個別シート（令和 5 年度実施事業）

【協働の形態】

☒ 事業委託	☐ 事業共催	☐ 補助・助成	☐ 後援	☒ 事業協力
--	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	--

事業名	花のあるまちづくり事業		
担当部署	都市整備課	協働相手	ふれあい花の会
目的	市との連携のもとに花のあるまちづくり事業を全市的に進め、花を通じて地域のコミュニティづくりの促進を目的とする。		
事業の概要	市が目指している「健康で明るい文化都市」の一環として花のあるまちづくりを進めていくため、人々の目が集まりやすい場所である公共施設や五条川法面などの場所に花を植え、美しい景観を創出出来るよう取り組んでいる。		
実績	花配布（公共施設） 2回 フラワーバンク 2回 花のあるまちづくり 2回 緑化ウォール 1回	事業費	令和5年度：1,931,939円 令和4年度：1,908,840円 （委託料） ※ただし、フラワーバンクは事業協力
担当部署の評価			
◆ 事業の目的を達成できたか。			
人々の目が集まりやすい場所である公共施設等に花を植えることで、市民相互の花を通したふれあいや交流を図るとともに市民の豊かな心を育むことができたので、事業の目的を達成できた。			
◆ 協働の視点からどのような工夫をしたか。			
ふれ愛まつり、桜まつりに参加し、花苗等を安価で販売し、会員や市民との交流を図り、花と緑の啓発及びふれあい花の会のPRに努めた。			
◆ 協働で事業を実施したことでどのような成果が得られたか。			
身近に花のある環境を創出することで良好な景観形成に寄与することができた。			
◆ 協働のあり方についてどのような課題・改善点があるか。			
会員の減少や高齢化に伴い、活動内容への負担が増加しているため、会の若返りが必要と考える。			
審議会の評価（活動の評価、課題、改善点についての委員コメント等）			
（地域団体との協働シート（協働相手：ふれあい花の会）と同内容） ・ふれあい花の会に限らず、様々な市民活動団体が高齢化や会員の減少に悩んでいる。どうすれば地域に対する活動が増えて活性化していくかということは考えていけると良い。 ・市民活動団体同士の活動をつなげることで、若い人を集めることができるようになると良い。			
審議会での評価後の担当課コメント			
（地域団体との協働シート（協働相手：ふれあい花の会）と同内容） ふれあい花の会に限らず、どの団体も高齢化や新しい方に入っていただくということは大きな課題であると認識している。すぐに成果を出すことは難しいが、地道に取り組み続けたいと考える。			

協働事業個別シート（令和５年度実施事業）

【協働の形態】

☒ 事業委託	☐ 事業共催	☐ 補助・助成	☐ 後援	☐ 事業協力
--	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	-------------------------------

事業名	五条川親水事業		
担当部署	環境保全課 (R6から環境政策課)	協働相手	岩倉の水辺を守る会
目的	水辺まつりや親子魚釣り教室などのイベントや啓発活動を通じ、五条川の自然環境を保全・活用し、より市民に親しまれる場所としていくため、岩倉の水辺を守る会に事業委託するもの。		
事業の概要	次のとおり、五条川を介した親水事業を実施する。 (1) 生物の保護・育成などに係る環境教育活動 市内小学校へ環境学習教材の提供、親子魚釣り教室の実施 等 (2) 親水活動 水辺まつりの開催 等 (3) 水質浄化等及び環境保全・親水などに係る啓蒙活動 クリーンアップ五条川や五条川に関する絵コンテストの実施 等 (4) 外来種の駆除及び生物多様性の川づくり活動 外来種の捕獲調査（アカミミガメバスターズ） 等		
実績	・水辺まつり 8/6（490名） ・親子魚釣り教室 10/14（46名） ・アカミミガメバスターズ （延べ市民27名＋3事業所） 設置 6/17、10/7 回収 6/18、10/9 ・クリーンアップ五条川 3/9 （400名）	事業費	令和５年度：1,038,069円 令和４年度：1,046,843円 （委託料）

担当部署の評価

◆ 事業の目的を達成できたか。

水辺まつりや親子魚釣り教室、アカミミガメバスターズ（カメの捕獲調査・アカミミガメの駆除）など、市民が五条川の自然やいきものにふれる機会を創出することで、五条川の自然環境を保全・活用し、より市民に親しまれる場所とすることができた。

◆ 協働の視点からどのような工夫をしたか。

水辺まつりやアカミミガメバスターズなどの事業ごとに、広報やホームページなどで市民や企業など幅広く協力者を募った。また、定例会に参加し、その中で意見交換を行うことで、円滑な活動となるよう努めた。

◆ 協働で事業を実施したことでのどのような成果が得られたか。

市民や市内企業、市民団体など、より多くの関わりを得られ、五条川への親しみを感じてもらうとともに、将来に向けて保全する意識を高めることができた。

◆ 協働のあり方についてどのような課題・改善点があるか。
団体の会員数の減少や高齢化に伴い、今後の事業継続が困難であるため、後継者育成や他の多くの主体との連携を模索する必要がある。
審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）
（地域団体との協働シート（協働相手：岩倉の水辺を守る会）と同内容） 岩倉の水辺を守る会に限らず、市民活動団体の横のつながりがあると良い。例えば、他の市民活動団体の活動をサポートする立場の団体が増えると横のつながりが多くなるのではないかな。
審議会での評価後の担当課コメント
（地域団体との協働シート（協働相手：岩倉の水辺を守る会）と同内容） 事業によっては、他団体や企業などと連携し、より効果的な事業として展開できているものもあり、引き続き横のつながりも意識した取組みとなるよう努めていきたい。

協働事業個別シート（令和５年度実施事業）

【協働の形態】

☐ 事業委託	☒ 事業共催	☐ 補助・助成	☐ 後援	☒ 事業協力
-------------------------------	--	--------------------------------	-----------------------------	--

事業名	五条川桜並木保全事業		
担当部署	商工農政課 (R6から環境政策課)	協働相手	岩倉五条川桜並木保存会
目的	日本のさくら名所百選に選ばれた五条川の桜並木を保存し、後世まで残していくため、保全活動を実施する。		
事業の概要	市民に対する桜の啓蒙活動、桜の剪定・伐採・施肥などの保全活動 など		
実績	・施肥作業（年11回） ・支障枝の剪定（年8回） ・ベッコウタケの調査・処理（随時） ・「さくら」ワークショップ（年1回） ・桜を守るおしごと体験会（年1回）	事業費	令和５年度：1,372,104 円 令和４年度：1,225,039 円 （消耗品費）

担当部署の評価

◆ 事業の目的を達成できたか。

上記の実績にある各事業を行ったことにより、桜並木の保全に努めることができた。

◆ 協働の視点からどのような工夫をしたか。

岩倉五条川桜並木保存会の定例会や作業に参加し、その中で意見交換を行うことで、現状の課題を共有するとともに、円滑な活動ができるよう支援した。

◆ 協働で事業を実施したことでどのような成果が得られたか。

桜並木の保全に対する意識を高めることができたほか、協働相手や事業の参加者が直接桜にふれあうことで、より一層の愛着と誇りを持っていただくことができた。

◆ 協働のあり方についてどのような課題・改善点があるか。

岩倉五条川桜並木保存会のメンバーが高齢化しており、特に作業を伴う活動は体力を必要とする場面も多く、今後も協働で取組を続けていけるかが課題である。

審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）

（地域団体との協働シート（協働相手：岩倉五条川桜並木保存会）と同内容）

- ・ふるさと納税において活用を希望する事業のひとつとして、五条川の桜並木保全事業があるが、桜がずっとあり続けるためにもとてもありがたいことである。
- ・岩倉五条川桜並木保存会に限らず、市民活動団体の横のつながりがあると良い。例えば、他の市民活動団体の活動をサポートする立場の団体が増えると横のつながりが多くなるのではないかな。

審議会での評価後の担当課コメント

（地域団体との協働シート（協働相手：岩倉五条川桜並木保存会）と同内容）
五条川の桜並木は、本数も多く老木化しており、保全には非常に多くの人手と費用が必要になることから、他団体や企業などとのつながりを増やす取組や、ふるさと納税を始め様々な財源確保についても検討していきたい。

協働事業個別シート（令和５年度実施事業）

【協働の形態】

☒ 事業委託	☐ 事業共催	☐ 補助・助成	☐ 後援	☐ 事業協力
--	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	-------------------------------

事業名	岩倉市観光まちづくり事業		
担当部署	商工農政課	協働相手	特定非営利活動法人いわくら観光振興会
目的	市民と岩倉市を訪れる人々を対象として、岩倉市の活性化に関する情報の収集・提供・調査・研究、イベントの企画・運営・受託などの事業、並びに各方面に対する提言・支援等の事業を行うことにより、地域の活性化及び観光まちづくりの推進に寄与すること		
事業の概要	市役所１階の観光情報ステーションで、観光に関する窓口的な役割を担うとともに、市の観光振興を通じたまちの賑わい創出や活性化を促進するための観光イベントや、観光ボランティアの理解を深めるためのイベントを開催。また、い〜わくんキャラバン隊を、市内・市外イベントへ派遣。		
実績	年間を通じて、観光情報の発信を行い、「いわくら観光講座」、「いわくらヨーヨー講座」、「観光ボランティアガイド講座」、「ミニＳＬマーケット」、「冬の鍋フェス in いわくら」などのイベントを企画、開催した。 年間を通じて、い〜わくんグッズの製作・販売を行い、い〜わくんと市のPRに寄与した。	事業費	令和５年度：19,596,396 円 令和４年度：18,889,232 円 (委託料)

担当部署の評価

◆ 事業の目的を達成できたか。

各種イベント等の実施をとおり、市のPRができた。

◆ 協働の視点からどのような工夫をしたか。

各種イベントの運営をバックアップするとともに、イベント実施を広く周知するため市内各施設や駅にチラシやポスターの設置を依頼した。

◆ 協働で事業を実施したことでどのような成果が得られたか。

各種イベントを実施することにより、地域の活性化及び観光まちづくりの推進に寄与した。

◆ 協働のあり方についてどのような課題・改善点があるか。

観光ボランティアガイドの募集のため講座を開催しているが、人数が増えないのが課題である。

審議会の評価（活動の評価、課題、改善点についての委員コメント等）

（地域団体との協働シート（協働相手：特定非営利活動法人いわくら観光振興会）と同内容）
観光まちづくり事業に関する各種事業の成果をアピール等するためにも、定性的な評価に加え、定量的な評価があると良い。

審議会での評価後の担当課コメント

（地域団体との協働シート（協働相手：特定非営利活動法人いわくら観光振興会）と同内容）
定量的な評価の実施は必要になると認識はしているので、どのような評価方法が望ましいか、今後検討していく。

協働事業個別シート（令和 5 年度実施事業）

【協働の形態】

☐ 事業委託	☐ 事業共催	☐ 補助・助成	☒ 後援	☐ 事業協力
-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--	-------------------------------

事業名	岩倉市におけるユニバーサルデザインの推進		
担当部署	秘書企画課 (R6 から企画財政課)	協働相手	いわくら・ユニバーサルデザイン研究会
目的	岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針を基に、岩倉市のユニバーサルデザインを推進する		
事業の概要	「岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針」に基づき、岩倉市と市民団体とが協働で活動することで、ユニバーサルデザインの基本理念を伝え、岩倉市のユニバーサルデザインを推進するもの。		
実績	・小中学校 UD 講座 ・UD 作品コンクール ・車いすマーク駐車場を必要としない人が停めないキャンペーン ・車いすテニス体験交流会	事業費	令和5年度:74,800 円 令和4年度:0 円 (印刷製本費)

担当部署の評価

◆ 事業の目的を達成できたか。

各種事業を通して市民にユニバーサルデザインの考え方を知ってもらい、意識を高めることで、ユニバーサルデザインを推進することができた。

◆ 協働の視点からどのような工夫をしたか。

各種事業やイベントにおける出展場所の確保・調整、物品調達の支援、広報紙での周知、当日運営支援を行ったほか、教育委員会や学校との連絡調整を支援した。

また、研究会の会議に出席し、情報交換や運営支援を行った。

◆ 協働で事業を実施したことでのどのような成果が得られたか。

多くの市民の目に触れることで、広く市民にユニバーサルデザインの意義や必要性を伝えることができた。また、学童期からユニバーサルデザインへの意識付けをすることができた。

◆ 協働のあり方についてどのような課題・改善点があるか。

指針策定から 20 年がたち、若手職員には研究会の活動やユニバーサルデザインの考え方をよく知らない職員も増えているため、改めて周知することにより協働での事業推進を円滑にする。

審議会の評価（活動の評価、課題、改善点についての委員コメント等）

（地域団体との協働シート（協働相手：いわくら・ユニバーサルデザイン研究会）と同内容）

小中学校での授業について、例えば、生徒が一律にユニバーサルデザインの授業を受けるのではなく、いくつかの市民活動団体の内容を組み合わせて生徒が自分で選ぶという選択制にすることで、限られた授業時間の中でも取り入れてもらえる可能性が増えるのではないかな。

審議会での評価後の担当課コメント

（地域団体との協働シート（協働相手：いわくら・ユニバーサルデザイン研究会）と同内容）

中学校で実施している福祉実践教室では、いくつかの団体が参加し、生徒は様々なメニューの中からユニバーサルデザインの体験を選択して受けている。児童・生徒がユニバーサルデザインの考え方に触れる機会のさらなる確保に努める。

協働事業個別シート（令和５年度実施事業）

【協働の形態】

☐ 事業委託	☐ 事業共催	☒ 補助・助成	☐ 後援	☐ 事業協力
-------------------------------	-------------------------------	---	-----------------------------	-------------------------------

事業名	国際交流事業補助金		
担当部署	協働安全課	協働相手	岩倉市国際交流協会
目的	岩倉市の国際交流事業の推進を図るもの		
事業の概要	団体が行う国際交流事業に要する経費に対し、対象経費の2分の1を予算の範囲内において補助金を交付するもの		
実績	・国際交流セミナー ・ホームステイ・ホームビジット ・各種イベント（世界のお惣菜、ふれ愛まつり、国際交流員との交流、話そう知ろう世界のいろいろ） ・日本語ひろば ・みらいクラス（学習支援） ・英語をしゃべろう会 ・ピナトゥゴ活動助成事業	事業費	令和5年度：325,000 円 令和4年度：378,000 円 （補助金）
担当部署の評価			
◆ 事業の目的を達成できたか。			
市内外の外国人との交流・支援を図る事業を展開し、国際交流事業の推進ができているが、コロナ以前より実施事業が減っている。その中で、10月から日本語ひろばを再開し、子ども向けの学習支援を新たに開始した。			
◆ 協働の視点からどのような工夫をしたか。			
国際交流協会が開催する事業の広報掲載や相談、事務的な補助を行うなど、国際交流協会の運営が円滑に進められるよう支援した。			
◆ 協働で事業を実施したことでどのような成果が得られたか。			
多く市民が参加する国際交流に関するイベントが開催され、国際交流を広めることができた。			
◆ 協働のあり方についてどのような課題・改善点があるか。			
市民団体であるため事務的機能に不安があり、一部会員に負担が集中してしまう。 また、会員が減少し、担い手が不足している。			
審議会の評価（活動の評価、課題、改善点についての委員コメント等）			
・国際交流すること自体を目的とするのではなく、国際交流をするその先に何があるのかということを考える必要がある。 ・効果的なことをやっているということが会議資料からも読み取れると良い。なぜ推進するのか背景なども分かると評価もしやすくなる。			

審議会での評価後の担当課コメント

- ・国際交流に関する事業は、海外の文化や考え方に触れることで広い視野を持った人材を育成するなど、多文化共生社会の推進を図りたいと考える。
- ・目的と併せ事業の背景を会議資料に記載するようにする。

協働事業個別シート（令和５年度実施事業）

【協働の形態】

☒ 事業委託	☐ 事業共催	☐ 補助・助成	☐ 後援	☐ 事業協力
--	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	-------------------------------

事業名	中学生海外派遣事業		
担当部署	学校教育課	協働相手	岩倉市国際交流協会
目的	他国の生活習慣等に触れ、広い視野と見識を高め、国際感覚を養う。		
事業の概要	例年、国際教育の一環として、岩倉市内在住の中学生を海外に派遣しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により海外渡航ができないため、海外で生活する外国人中学生とオンライン交流をする。		
実績	市内中学生参加者：13名 【事前研修】 3回（7/17・7/29・8/11） 【オンライン交流】 5日間（8/20～8/24）	事業費	令和５年度：142,100円 令和４年度：81,950円 （委託料）

担当部署の評価

◆ 事業の目的を達成できたか。

概ね達成できた。なお、令和６年度からは海外派遣を再開する。

◆ 協働の視点からどのような工夫をしたか。

海外渡航による直接的な交流ができない環境であったが、国際交流協会と協働してオンラインを駆使することで、変わらない交流を進められるよう努めた。

◆ 協働で事業を実施したことでどのような成果が得られたか。

広い視野と見識を高め国際感覚を養うこと、海外の文化・生活について調べ、学ぶことによって、異文化に対する関心を高めるきっかけを得ることができた。

◆ 協働のあり方についてどのような課題・改善点があるか。

国際交流協会、学校、派遣校との関係性の継続。

審議会の評価（活動の評価、課題、改善点についての委員コメント等）

特になし

（協働事業個別シートにおける事業名「国際交流事業補助金」と同時に審議した。中学生海外派遣事業にのみ関する評価は特になし）

審議会での評価後の担当課コメント

-

岩倉市市民参加条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

岩倉市市民参加条例第 22 条 (主管課：協働安全課)

【条例の規定】 第 22 条
(公益的活動の支援) 第 22 条 執行機関は、地域団体や市民活動団体（以下「団体等」といいます。）が実施する公益的な活動に対し、次に掲げる支援をすることができます。 (1) 財政的支援 (2) 情報提供 (3) 前各号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認める事項 2 市民は、公益的な活動を実施する団体等を支援するとともに、自らも活動に積極的に参加するよう努めるものとします。 3 団体等は、公益的な活動に積極的に取り組むとともに、支援を受けるに当たっては、活動の公益性や透明性を高め、市民の理解を得るよう努めるものとします。
【令和 5 年度の主な取組】
(1)財政的支援 ・<u>市民活動助成金</u> 公益的な活動を行う団体に助成した。助成団体は 11 団体 ・<u>各種補助金</u> 行政区（区育成補助金ほか）、子ども会、老人クラブ、婦人会、地区社会福祉協議会支会に助成 ・その他 行政区の運営支援の一環として、区長及び区長代理者には謝礼を支払う。 (2)情報提供 ・広報「協働のまちづくりコーナー」により団体のイベント等を掲載。 ・市役所 1 階に市民活動紹介コーナーを設置。 ・市民活動支援センターによる発信。 登録団体へのメール便や HP、ブログ、SNS 発信。 情報誌「かわらばん」によるイベントの情報共有のほか、民間助成金の案内等。 「まちづくりネットワーク」により団体と個人間のマッチング支援。 (3)その他 ・<u>地域力活性化支援事業</u> 地域と行政が持続性の高い魅力ある地域活動づくりについて、ともに考え取組を進めていくことを目的に実施。ワークショップ「未来寄合」を 2 小学校区（曾野小区、東小区）で実施し、全庁的な取組として地域課題を扱うワークショップには担当分野の職員を招集した。また、町内会業務の見直しをテーマに「未来寄合プラスワン」を全 5 校区で実施し、中学生を対象とした未来寄合も実施した。さらには、集大成として全体フォーラムを開催した。地域住民、学校職員、PTA 等からの参加もあった。
【令和 4 年度までの審議会での主な意見】
(1)財政的支援 ・市民活動に生きがいややりがいを見出したうえで、公益的な要素を意識してもらえるような働きかけが必要である。 ・市民活動助成金・協働事業コースについて、継続が必要な課題ばかりである。

岩倉市市民参加条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

(3) その他

- ・地域のつながりのきっかけとして、次世代育成の意味も含めて小学校単位でコミュニティを利用するのは良い方法だと思う。1年で区長が交代するのでは地域が良い方向に向かうのも難しいので、小学校区単位を行政区として考えていく時代になってきているのではないと思う。
- ・地域運営組織についてはもう少し具体化していく必要がある。
- ・地域の持続性と魅力アップにつながる支援策の検討が必要である。
- ・少子高齢化に合わせ、地域の行事の見直しをする必要はあるかもしれない。行事を誰のためにこういった目的で行っているのか、考え直す必要がある。
- ・小学校区でやる意味は、少し大きな単位、範囲で考えてみることで解決できるかもしれないということ。みんなでサポートしつなげていくことこそ地域の持続性を確保していくこと。
- ・職員のかかわり方も変わっていかねばならない。
- ・事業者も地域の中で重要な役割を担っている。

【令和5年度審議会での主な意見】

- ・区の財政状況が、企業や会館の有無によってアンバランスな状況である。

【令和5年度審議会での意見まとめ】

- ・自分たちで何でも抱えようというのではなく、地域のNPOやボランティア団体がやろうとしていることを支援していくというかたちで、また、上手く地域の人たちと一緒にやることによって、施策目的を達成するというやり方はあって良いと思う。
- ・地域団体に対する支援のあり方は、それぞれの団体の目指す方向も違うので、中々一律にはいかない。組織を維持するための補助ではなく、手あげ方式によって財政支援を充実強化するというのは方向性としてはあり得る。

【今後の課題】

(1) 財政的支援

- ・助成金や補助金に対応する公益的な活動に取り組む団体の育成、またはその活動維持。
- ・行政提案による協働事業の実施。行政提案をする担当課の意識醸成。

(2) 情報提供

- ・特に地域団体に対する情報提供、共有の方法を検討する必要がある。例えば回覧板や会合のデジタル化等。

(3) その他

- ・地域コミュニティ支援策や地域支援の在り方の方向性を見出していく必要がある。
- ・コミュニティスクールや地域福祉計画との共存、すみ分けについても調整を図る必要がある。

【今後の取組の方向性】

(1) 財政的支援

- ・行政課題を市から提案し、市民団体等と協働して課題の解決を図る試み
- ・行政課題を共に取り組んでいく仕組みづくり

岩倉市市民参加条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

(2) 情報提供 ・ 行政区役員の事務負担軽減として行政区デジタル化支援事業（実証実験）を行う。
(3) その他 ・ 「未来寄合」を実施したことを踏まえ、地域課題の解決と行政区の負担軽減につながる新たな地域自治のあり方を住民とともに検討する。（モデル地域の設定や地域アンケートの実施など）
【令和6年度審議会で出た意見・論点】 ・ 地域のつながりは希薄になってきていると感じる。 ・ 自治基本条例には市民の役割と責務に関する規定がある。自治基本条例審議会では行政側の取り組みを検証しているが、市民が役割と責務を果たしているかという視点もいずれ必要になる。
【令和6年度審議会の意見まとめ】 未来寄合などを通じて、現状を維持できるような方策を考えつつ、持続可能な地域づくりに向けて新たな方策やつながりができると良い。

岩倉市市民参加条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

岩倉市市民参加条例第 23 条 (主管課：協働安全課)

【条例の規定】 第 23 条
(中間支援組織の設置) 第 23 条 執行機関は、協働が円滑かつ効果的に取り組まれるよう中間支援組織を設けるものとします。
【令和 5 年度の主な取組】
運営 ・市民活動支援センターを中間支援組織として位置付け、団体と市民をつなぐ中間支援を実施。 - 運営は NPO 法人ローカル・ワイド・ウェブいにくらに業務委託した。委託期間は 3 年間。 活動支援 ・「65 歳の集い」「市民プラザまつり」を実施し、市民活動のきっかけづくりや団体の発表の場を提供。 ・スキルアップ講座（SNS、ファシリテーター養成）の開催。 ・情報支援（登録団体へのメール便や SNS 発信。情報誌「かわらばん」によるイベントの情報共有のほか、民間助成金の案内等。） ・まちづくりネットワークの運営。団体と個人間の必要な支援をマッチング。 ・団体間の交流支援（七夕交流会・助成金報告会等） ・コロナ禍に伴うオンライン支援（ZOOM）
【令和 4 年度までの審議会での主な意見】
・実績のある市民団体であっても高齢化等により活動を終える団体も出てきている。 ・市民活動に生きがいややりがいを見出したうえで、公益的な要素を意識してもらえるような働きかけが必要である。
【令和 5 年度審議会での主な意見】
・コロナ禍では、ZOOM や YouTube などを活用してつながりづくりをしたが、5 類移行後、対面で話をすることの大切さや、成果報告を直接聞くことが活動者にとって刺激になっていると感じる。また、ZOOM の方が便利という意見もある。 ・地縁団体の支援について、実際にどこにどうつながっていけば良いのか難しい。 ・区の役員を対象とした LINE の取組など、他の地縁団体の取組例を教えてほしい。区長が変わっても継続できるようにすることが課題である。 ・まちづくりネットワークについて、お手伝いの依頼の数が増えておらず、紹介できる数も少ない。
【令和 5 年度審議会での意見まとめ】
・市民活動団体への財政的支援について、行政からの支援に加え、民間が民間を支援していくような仕組みの中で市民活動支援センターに対しての地元企業からの支援があっても良い。

岩倉市市民参加条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

- ・企業や JC へ働きかけ市民活動団体を結びつけるという役割は、市民活動支援センターとしてやらなくてはならない。
- ・地縁団体の課題を、市民活動支援センターが把握して解決する方向にまでなかなか持っていけないが、地域の様々な取組を横につなげたり、企業からのファンデ等と結びつけたりすることも役割であると思う。
- ・まちづくりネットワークについて、市民活動支援センターでお手伝いを希望する人を発掘ということもあるが、市の役割もある。市民に投げかける際、行政という看板は効果的である。

【今後の課題】

運営

- ・中間支援組織としての専門性の確保、スタッフの育成。
- ・登録団体、行政、他自治体の支援センター等とのつながりの構築。

活動支援

- ・コロナ禍により停滞した活動の再興と個人ボランティアの再募集。
- ・地域自体の活動を支援していく。
- ・企業等とのマルチパートナーシップにつながる支援。

【今後の取組の方向性】

- ・協働の担い手として、行政と地域団体、市民活動団体、事業者等が、地域課題を共有し連携した取り組みを行っていく（マルチパートナーシップの推進）。

【令和 6 年度審議会が出た意見・論点】

- ・中間支援組織として、市民活動に関すること以外の相談を受けた場合でも対応できるよう幅広い知識を持つことが必要である。
- ・今後の課題に「中間支援組織としての専門性の確保、スタッフの育成」と記載している理由について質問があり、専門性が求められる相談に対しスタッフの入れ替わりがあったとしても常に質を保つ必要があるという意味で記載していると回答。
- ・マルチパートナーシップを推進するにあたり中間支援組織として見えてきた課題や想定される課題について質問があり、中間支援組織と企業の関わり方が想定されると回答。

【令和 6 年度審議会の意見まとめ】

中間支援組織として企業とのマルチパートナーシップを推進するにあたり、まずは企業からの相談を気軽に受けることから進めていくということは良いことである。

岩倉市市民参加条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

岩倉市市民参加条例第 24 条 (主管課：協働安全課)

【条例の規定】 第 24 条
(協働によるまちづくりを担う人材) 第 24 条 市民及び執行機関は、協働によるまちづくりを担う人材の発掘及び育成に努めるものとします。 2 市民は、協働によるまちづくりを担う主体としての自覚を持ち、識見や資質を高めるよう努めるものとします。
【令和 5 年度の主な取組】
市民及び職員等の意識醸成と育成を図るため、以下の事業を実施。 地域対象 ・地域リーダー協働講演会を行政区役員を対象に 6 月に開催 (38 人参加)。 ・地域活性化支援事業「未来寄合」において、地域の抱える課題の共有を図るため、各校区の市民有志が参加するワークショップを実施。 ・行政区の運営支援の一環として、区長及び区長代理者に謝礼を支払う。 市民対象 ・フューチャーセッション 市民活動の必要性への理解を深め、協働によるまちづくりを担う人材育成につなげるため、18 歳から 40 歳までの若い世代を対象とした協働研修を 2 月と 3 月に 2 回連続講座として開催 (延べ 29 人参加)。 ・SDGs について市民同士が考え活動につなげるセミナーを 2 月に開催 (6 人参加)。 ・市民活動支援センターを通じた支援。 職員対象 ・市民参加条例と協働の研修 (対象：新規採用職員) (7 人受講) ・職員協働研修 (対象：主任以上) (13 人受講)
【令和 4 年度までの審議会での主な意見】
・役員のなり手が見つからない。区の運営の継続性が危ぶまれている。 ・PTA など若い世代とのつながりを考えるとウェブ上でのやり取りも効果的と考えるが、年齢差が出てしまう部分はある。
【令和 5 年度審議会での主な意見】
・動き出しのキーマンが必要か、それをサポートする体制が必要か。
【令和 5 年度審議会での意見まとめ】
・キーマンは必要である。未来寄合を通して発掘できるとよい。キーマンのサポートを市や市民活動支援センターが行うべき。 ・地域の課題を自分たちで解決するために、労働者協同組合の仕組みの活用もあり得ると思う。

岩倉市市民参加条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

【今後の課題】	
地域対象	・区役員等のなり手不足を相談されており支援策の検討が必要である。(例えば、役員謝礼の見直し、デジタル化等の負担軽減。) ・地域の持続性と魅力アップにつながる支援策の検討が必要である。未来寄合で話し合った課題に対する協議の継続。
市民対象	・興味のある市民が参加したくなるセミナーやイベントの実施。また継続して関わっていただけるような関係性の継続が必要。また、意欲のある市民の想いを活動に結び付けるようなフォローが必要。
職員対象	・全庁的な関わりで協働を捉え、施策を行う。 ・地域支援と人材育成の両視点により、地域担当者制度などの研究。
【今後の取組の方向性】	
地域対象	・行政区役員の事務負担軽減として、行政区デジタル化支援事業（実証実験）を行う。 ・「未来寄合」を実施したことを踏まえ、地域課題の解決と行政区の負担軽減につながる新たな地域自治のあり方を住民とともに検討する。
市民対象	・協働の担い手として、行政と地域団体、市民活動団体、事業者等が、地域課題を共有し連携した取組を行っていく（マルチパートナーシップの推進）。
【令和6年度審議会が出た意見・論点】	
・フューチャーセッションはおおむね18歳～40歳を対象として参加者を募集しているが、過去に参加した際この年齢に当てはまらない参加者もいた。参加者は募集内容のとおりとした方が良いのではないか。または対象年齢の要件を無くしてはどうか。 ・フューチャーセッションについて、若者が参加したくなるような特典や若者に情報が届く周知方法を検討してはどうか。また、フューチャーセッションで出たアイデアを実行するための予算を検討してはどうか。 ・フューチャーセッションに参加して何かを成し得るためにも、過去に成功した仲間作りの事例などを提示してはどうか。 ・企業としてどのような関わり方ができるのか、どのように参加すれば良いのかということが中々見えてこない。	
【令和6年度審議会の意見まとめ】	
マルチパートナーシップを推進するために、多様な主体のつながりを増やし、一緒になって課題解決に取り組むことは必要である。	

地域団体との協働シート【属性：非常勤特別職・地域組織・**市民団体**・民間・その他】

名称	ふれあい花の会	担当部署	都市整備課
設置根拠 (設置目的)	市との連携のもとに花のあるまちづくり事業を全市的に進め、花を通じて地域のコミュニティづくりの促進を目的とする。		
組織の概要	市が目指している「健康で明るい文化都市」の一環として花のあるまちづくりを進めていくため、人々の目が集まりやすい場所である公共施設や五条川法面などの場所に花を植え、美しい景観を創出出来るよう取り組んでいる。		
主な活動内容	市役所庁舎周りの花苗及び土の入れ替え、駅東・駅西広場等の花苗の植付け作業及び維持管理業務として花のあるまちづくり事業、東町地内の五条川左岸法面における花苗を植え付ける緑化ウォール事業、五条川にかかる橋梁等にプランターを設置するフラワーバンク事業		
設立年月	平成 13 年 5 月	実人員 (R6. 4. 1)	47 人
主な協働事業	・ フラワーバンク 【協働形態】 事業協力 ・ 花のあるまちづくり 【協働形態】 事業委託 ・ 緑化ウォール 【協働形態】 事業委託		
現状と課題	【現状・これまでの取り組み等】 市役所庁舎周りの花苗及び土の入れ替えや市が実施する岩倉駅東西に四季折々の草花を植付ける「花のあるまちづくり事業」や東町地内の五条川護岸に草花を植付ける「緑化ウォール事業」、五条川にかかる橋梁等にプランターを設置するフラワーバンク事業を行っている。 【課題】 会員の減少や高齢化に伴い、活動内容への負担が増加していること		

審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）

（協働事業個別シート（事業名：花のあるまちづくり事業）の同内容）

- ・ ふれあい花の会に限らず、様々な市民活動団体が高齢化や会員の減少に悩んでいる。どうすれば地域に対する活動が増えて活性化していくかということは考えていけると良い。
- ・ 市民活動団体同士の活動をつなげることで、若い人を集めることができるようになると良い。

審議会での評価後の担当課コメント

（協働事業個別シート（事業名：花のあるまちづくり事業）の同内容）

ふれあい花の会に限らず、どの団体も高齢化や新しい方に入っていただくということは大きな課題であると認識している。すぐに成果を出すことは難しいが、地道に取り組みたいと考える。

地域団体との協働シート【属性：非常勤特別職・地域組織・**市民団体**・民間・その他】

名称	岩倉の水辺を守る会	担当部署	環境政策課
設置根拠 (設置目的)	五条川を始めとする岩倉の水辺を市民一人ひとりが親しめる場所とするため、水と緑を保全、活用し、水辺を守り育てていく活動を行う。		
組織の概要	上記目的のために五条川親水事業を行う。		
主な活動内容	生物の保護・育成などに係る環境教育活動、親水活動、外来種の駆除・生物多様性の川づくり活動 など		
設立年月	昭和 61 年 3 月	実人員 (R6. 4. 1)	16 団体、個人 32 人
主な協働事業	- 水辺まつり 【協働形態】 事業委託 - アカミミガメバスターズ 【協働形態】 事業委託 - 親子魚釣り教室 【協働形態】 事業委託		
現状と課題	【現状・これまでの取り組み等】 年間を通して、水辺まつりやアカミミガメバスターズ（カメの捕獲調査・アカミミガメの駆除）、親子魚釣り教室など、五条川を介した親水事業を実施している。 【課題】 会員数の減少や高齢化に伴い、今後の事業継続が困難であるため、後継者育成や他の多くの主体との連携を模索する必要がある。		

審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）

（協働事業個別シート（事業名：五条川親水事業）と同内容）

岩倉の水辺を守る会に限らず、市民活動団体の横のつながりがあると良い。例えば、他の市民活動団体の活動をサポートする立場の団体が増えると横のつながりが多くなるのではないかな。

審議会での評価後の担当課コメント

（協働事業個別シート（事業名：五条川親水事業）と同内容）

事業によっては、他団体や企業などと連携し、より効果的な事業として展開できているものもあり、引き続き横のつながりも意識した取組みとなるよう努めていきたい。

地域団体との協働シート【属性：非常勤特別職・地域組織・**市民団体**・民間・その他】

名称	岩倉五条川桜並木保存会	担当部署	環境政策課
設置根拠 (設置目的)	日本のさくら名所百選に選ばれた五条川の桜並木を保存し、後世まで残していくための活動を行う。		
組織の概要	上記目的のために五条川の桜並木の保全活動を行う。		
主な活動内容	市民に対する桜の啓蒙活動、桜の剪定・伐採・施肥などの保全活動 など		
設立年月	平成 19 年 9 月	実人員 (R6. 4. 1)	正会員 90 人、賛助会員 39 人、協力 団体 17 団体
主な協働事業	・ 桜の剪定、伐採、施肥作業 【協働形態】 事業共催 ・ 「さくら」ワークショップ 【協働形態】 事業協力 ・ 桜を守るおしごと体験会 【協働形態】 事業協力		
現状と課題	【現状・これまでの取り組み等】 年間を通して、五条川の桜並木の枯れ枝や不要枝の剪定、施肥作業などを行うとともに、興味・関心を抱くきっかけづくりとして、「さくら」ワークショップや桜を守るおしごと体験会などを実施している。 【課題】 会員の高齢化に伴い、後継者育成や次世代を担う子ども達への桜に対する愛着醸成を図る必要がある。		

審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）

（協働事業個別シート（事業名：五条川桜並木保全事業）と同内容）

- ・ふるさと納税において活用を希望する事業のひとつとして、五条川の桜並木保全事業があるが、桜がずっとあり続けるためにもとてもありがたいことである。
- ・岩倉五条川桜並木保存会に限らず、市民活動団体の横のつながりがあると良い。例えば、他の市民活動団体の活動をサポートする立場の団体が増えると横のつながりが多くなるのではないかな。

審議会での評価後の担当課コメント

（協働事業個別シート（事業名：五条川桜並木保全事業）と同内容）

五条川の桜並木は、本数も多く老木化しており、保全には非常に多くの人手と費用が必要になることから、他団体や企業などとのつながりを増やす取組や、ふるさと納税を始め様々な財源確保についても検討していきたい。

地域団体との協働シート【属性：非常勤特別職・地域組織・市民団体・**民間**・その他】

名称	特定非営利活動法人 いわくら観光振興会	担当部署	商工農政課
設置根拠 (設置目的)	市民と岩倉市を訪れる人々を対象として、岩倉市の活性化に関する情報の収集・提供・調査・研究、イベントの企画・運営・受託などの事業、並びに各方面に対する提言・支援等の事業を行うことにより、地域の活性化及び観光まちづくりの推進に寄与すること		
組織の概要	市役所1階の観光情報ステーションで、観光に関する窓口的な役割を担うとともに、市の観光振興を通じたまちの賑わい創出や活性化を促進するための観光イベントや、観光ボランティアの理解を深めるためのイベントを開催。また、い〜わくんキャラバン隊を、市内・市外イベントへ派遣。		
主な活動内容	岩倉市観光情報ステーションを拠点に、新たな観光資源の創出や地域資源を活用した観光の開発、また、マスコットキャラクターであるい〜わくんを通じた市のPR等、年間を通じた観光振興施策やイベントを一体的に行うことで、地域に根ざした観光まちづくりの推進を図るとともに、岩倉市の知名度向上につなげる活動をしている。		
設立年月	平成24年3月	実人員 (R6.4.1)	27人（ミニSL部会含む。）
主な協働事業	・い〜わくんキャラバン隊やSNS等通じた市のPR活動 ・冬の鍋フェス in いわくら ・いわくら夏まつり市民盆おどり ・いわくら de ナイトマルシェ ・ミニSLマーケット 【以上 協働形態】事業委託		
現状と課題	【現状・これまでの取り組み等】 市役所1階の観光情報ステーションで、観光に関する窓口的な役割を担うとともに、観光振興を通じ市の賑わい創出や活性化をはかるため各種イベントを運営している。また、い〜わくんキャラバン隊を市内・市外イベントへ派遣をし、岩倉市のPR活動を行っている。 【課題】 既存イベントのブラッシュアップや、新しい賑わいの創出を行い、岩倉市のさらなる観光振興を図る必要がある。		

審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）

（協働事業個別シート（事業名：岩倉市観光まちづくり事業）と同内容）
観光まちづくり事業に関する各種事業の成果をアピール等するためにも、定性的な評価に加え、定量的な評価があると良い。

審議会での評価後の担当課コメント

（協働事業個別シート（事業名：岩倉市観光まちづくり事業）と同内容）
定量的な評価の実施は必要になると認識はしているので、どのような評価方法が望ましいか、今後検討していく。

地域団体との協働シート【属性：非常勤特別職・地域組織・**市民団体**・民間・その他】

名称	いわくら・ユニバーサルデザイン研究会	担当部署	企画財政課
設置根拠 (設置目的)	岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針を基に、岩倉市のユニバーサルデザインの推進に向けて活動すること		
組織の概要	「岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針」に基づき、ユニバーサルデザインの基本理念を伝え、岩倉市のユニバーサルデザインを推進するため、岩倉市と協働で活動するもの。		
主な活動内容	(1) ユニバーサルデザインについての調査研究 (2) 岩倉市のユニバーサルデザインについて情報を発信・収集 (3) ユニバーサルデザインに関する市民の意識向上の推進 (4) 教育現場でのユニバーサルデザイン学習の協力 (5) その他、目的の達成に必要な活動		
設立年月	平成 16 年 5 月	実人員 (R6. 4. 1)	35 人
主な協働事業	・小中学校 UD 講座 【協働形態】 後援 ・UD 作品コンクール 【協働形態】 後援 ・車いすマーク駐車場を必要としない人が停めないキャンペーン 【協働形態】 後援 ・車いすテニス体験交流会 【協働形態】 後援		
現状と課題	【現状・これまでの取り組み等】 「いわくら・ユニバーサルデザイン研究会」が行う小中学校でのユニバーサルデザイン講座、ユニバーサルデザイン作品コンクール、車いすテニス体験会などを支援することにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進してきた。 【課題】 ・会員の高齢化 ・学校での周知啓発活動のための時間の確保		

審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）

（協働事業個別シート（事業名：岩倉市におけるユニバーサルデザインの推進）と同内容）
 小中学校での授業について、例えば、生徒が一律にユニバーサルデザインの授業を受けるのではなく、いくつかの市民活動団体の内容を組み合わせて生徒が自分で選ぶという選択制にすることで、限られた授業時間の中でも取り入れてもらえる可能性が増えるのではないかと。

審議会での評価後の担当課コメント

（協働事業個別シート（事業名：岩倉市におけるユニバーサルデザインの推進）と同内容）
 中学校で実施している福祉実践教室では、いくつかの団体が参加し、生徒は様々なメニューの中からユニバーサルデザインの体験を選択して受けている。児童・生徒がユニバーサルデザインの考え方に触れる機会のさらなる確保に努める。

地域団体との協働シート【属性：非常勤特別職・地域組織・**市民団体**・民間・その他】

名称	岩倉市国際交流協会	担当部署	協働安全課
設置根拠 (設置目的)	岩倉市国際交流協会規約（平成4年4月1日施行）		
組織の概要	営利を目的としないで、市民レベルでの国際交流をめざし、国境を越えて人々のもつ文化・考え方を知り、お互いに尊重しあい、相互理解を深めるとともに会員相互の友好を推進している。		
主な活動内容	国際交流事業（国際交流についての調査・研究、地域社会の親睦を図るための事業）、会員相互の親睦を図るための事業、その他、団体の目的達成に必要な事業		
設立年月	平成4年4月	実人員 (R6.4.1)	団体会員3、個人・家族会員56人
主な協働事業	・中学生海外派遣事業 【協働形態：事業委託】 ・国際交流セミナー ・ホームステイ・ホームビジット ・各種イベント（世界のお惣菜、ふれ愛まつり、国際交流員との交流、話そう知ろう世界のいろいろ） ・日本語ひろば ・みらいクラス（学習支援） ・英語をしゃべろう会 ・ピナトゥボ活動助成事業 【以上 協働形態：補助・助成】		
現状と課題	【現状・これまでの取り組み等】 ・市民による任意団体として、30年に渡り活動を継続してきた。主に国際交流事業を行ってきたが、近年は、日本語教室や学習支援など、多文化共生に係る活動も実施。 【課題】 ・市民団体であるため、事務的機能に不安があり、一部会員に負担が集中してしまう。 ・会員の減少、役員負担の差、世代交代		

審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）
国際交流すること自体を目的とするのではなく、国際交流をするその先に何があるのかということを考える必要がある。
審議会での評価後の担当課コメント
国際交流に関する事業は、海外の文化や考え方に触れることで広い視野を持った人材を育成するなど、多文化共生社会の推進を図りたいと考える。

4 岩倉市自治基本条例審議会に関する資料

(1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号）第25条第4項の規定に基づき、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 岩倉市自治基本条例第25条第1項及び第2項に定める検証に関すること。
- (2) 市民自治によるまちづくりに関する基本的事項に関すること。
- (3) 岩倉市市民参加条例（平成28年岩倉市条例第2号）第25条に定める検証に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 企業の代表者
- (3) 市民活動団体の代表者
- (4) 市民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日条例第7号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委嘱されている岩倉市自治基本条例審議会の委員は、この条例による改正後の岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例(以下「新条例」という。)に基づき委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則（令和5年12月26日条例第24号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 岩倉市自治基本条例審議会委員名簿

会長	岩崎 恭典	学校法人暁学園顧問・元四日市大学学長
職務代理者	村平 進	元岩倉市自治基本条例検討委員会委員
委員	小川 隆	市内の事業者（ミヨシ油脂株式会社名古屋工場長）
委員	河合 良弥	市内の事業者（岩倉青年会議所理事長）
委員	山路 誠	区長会長
委員	大矢 ひろ子	民生委員
委員	岡本 里恵子	市民活動支援センター
委員	石黒 博邦	岩倉五条川桜並木保存会
委員	石黒 里実	市民委員（市民委員登録制度）
委員	木村 さや香	市民委員（公募）

（任期）令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 令和6年度岩倉市自治基本条例審議会開催概要（日程・内容）

回	開催日	内容
第1回	令和6年6月21日（金）	・自治基本条例の規定に基づく事項について（第10条、第12条、第14条、第19条、第20条） ・市民参加条例の規定に基づく事項について
第2回	令和6年7月3日（水）	・市民参加条例の規定に基づく事項について
第3回	令和6年7月12日（金）	・市民参加条例の規定に基づく事項について ・自治基本条例及び市民参加条例に関する検証結果報告書について